

## (西) ドイツ防衛監察委員制度の一考察

オンブツマン〔1〕

—与野党の権力構造を分析する視点に立つて—

若松 新

はじめに——(西)ドイツ防衛監察委員制度の由来——

日本の野党第一党であった旧社会党が、独自の実現可能な国防政策を持っていなかったことは、残念である。旧社会党はユーロピア的な非武装中立論を掲げる余り、国防政策それ自体を破壊的に敵視して、独自の国防政策立案能力を失い、政権の担い手として四五年間にわたって疎外された。これに対して、ドイツのSPDは暴力的な革命ではなく、平和的な政権交代を目指した。そこで、SPD独自の国防政策が生まれる余地が生じた。その具体例の一つが、連邦議会防衛監察委員制度なのである。以下の論考では、本来SPD的な特質を持っていた、防衛オンブツマン制度が、いかにして与野党が織りなす権力構造の下で具体化され、与野党双方から支持を得るようになったのかを分析したい。かくして、野党SPDが国防政策立案にあたって果たした、建設的な役割を評価したいと思う。オンブツマンの制度は、スウェーデンはじめスカンジナビア諸国において伝統的に発展してきた。この制度が

(西) ドイツに継受されるにあたっては、ナチスの権力支配の間、ドイツを去ってスウェーデンに亡命したエルンスト・ポール (Ernst Paul) の制度が継受された当時、野党であったドイツ社会民主党 (SPD に所属) 連邦議会議員 (一九四九年から六九年まで在職) に負うところが大きい。ポール議員はスウェーデン滞在中にこの制度を学んだ。ポール議員は一九五二年末に、当時、連邦議会のヨーロッパ安全保障問題委員会 (一九五六年一月一〇日以降、防衛委員会へ改組) 委員として、スウェーデンのオンブツマン制度に対応する制度を、ドイツで設立することを提案した。この提案は委員会で採り上げられ、一九五三年二月一日の会議において、二名の議員団によりなる代表団に、スウェーデンの国防制度を研究させ、それによって、将来のドイツ軍の「内部指揮」の問題を提起する任務を与えて、スウェーデンに派遣することを決定した。この代表団は、軍の監察委員制度を特に顧慮すべきものという任務を帯びて、一九五四年一月に実際に派遣され、一九五四年二月一日に、その結果を報告した。防衛監察委員を創設すべしという考えは、その後もおしすすめられ、一九五六年三月一九日に、基本法四五b条によって実施されるに至ったのである。<sup>(2)</sup>

防衛監察委員制度の導入に際しての、与野党の権力構造は、以下のように三つの時期に分けて解説しうる。

第一に、一九五五年秋に、連邦議会のヨーロッパ安全保障問題委員会が、軍隊に対する議会の統制機関——軍事オンブツマンのような制度——の導入を検討した。この時、野党SPD、連立与党FDP、および首班与党CDU/CSUの一部の議員は、かかる機関を設置することに賛成した。これに対してCDU/CSUの党内部の保守派は反対した。結局、ヨーロッパ安全保障問題委員会 (後の防衛委員会) の議長 (一九五三年から六五年在職) であり、連邦議会副議長 (一九五三年から六五年、一九六七年から七六年在職) であったR・イエーガー (Richard

Jaeger: 全体としては保守的なCSUに所属)と、同委員会副議長であったF・エアレル (Fritz Erieh: SPDの党内では右派 (現実主義派) に所属) の共同提案に基づいて、僅差ではあるが超党派の支持を得て、同委員会は防衛監察委員の制度を、基本法に定めることに同意した。<sup>(3)</sup>

この第一の段階で、注目すべきことは、——軍隊をより民主化するに際して——中間層、更には保守派からの支持をも取り付けるために、CDU/CSUとSPDのそれぞれの党内で、保守的な人物がアジェンダ (議事日程) を作成したことである。<sup>(4)</sup> ちなみに、CSUのR・イエーガーは一九六五年から六六年まで連邦法相を務めた。また、F・エアレルは一九六四年から六七年に五三歳で逝去するまで、SPD副党首とSPD連邦議事会派の議員団長を務めた。特に、F・エアレルは、SPDが国民政党化することを強く推進した人物である、F・エアレルは、一九五九年SPDゴードスベルク綱領において、明示的に国防政策を肯定し、「軍隊についての現実主義的思考 (realistische Einstellung zu bewaffneten Macht)」が確立する<sup>(5)</sup>ことに、最も貢献したと、H・ゾーエル (Hartmut Soel) は解釈している。

第二に、一九五六年二月に、政府与党が国防制度の導入 (再軍備) を提起した。これに難色を示す野党SPDは、軍隊設置に伴い国防大臣の権限が肥大化し、濫用されることを防止するために、「国防大臣特別不信任投票制度」を導入することを、政府与党が提案する国防制度を認めるための、交換条件として逆提案した。この時、与野党は「妥協」を行った。すなわち、「国防大臣特別不信任投票制度」の提案を野党SPDが取り下げる。その代わりに、政府与党も防衛監察委員設置に対する反対動議を、全て取り下げる。このような取引が成立した。こうして、基本法第四五b条は、一九五六年三月に制定されたのである。<sup>(6)</sup>

第三に、防衛監察委員法の具体化の段階でも、与野党に見解の相違が認められた。すなわち、(1)CDU/CSUは、防衛監察委員に選挙に基づく任期制の公務員(官吏)としての地位を与え、防衛監察委員を連邦議会議員の過半数で選挙することを提案した。これに対して、(2)SPDは、防衛監察委員を独自の公務(官職)保持者とし、連邦議会議員の三分の二の特別多数決で選挙することを逆提案した。一方、(3)CDU/CSUは、防衛監察委員の被選挙資格として、裁判官就任資格を条件とした。他方、(4)SPDも、スウェーデンのオンブツマン制度に倣って、連邦議会によって選任される、防衛監察委員の「常任の代理人」を制度化することを要求した。これらの主張は最終的に、調停委員会によって調整され、成案化された。すなわち、(1)と(2)は妥協されて、「防衛監察委員は、連邦議会の総議員の過半数によって選挙され、また罷免されうる特殊な性格を持った公務員(官吏)」となった。また、(3)と(4)の成文化は見送られたのである。<sup>(7)</sup>

### (1) 連邦議会防衛監察委員法(意識全文を含む)

一九五六年三月一九日に追加改正された、基本法第四五b条(意識)は次のように規定していた。

基本権の保護のため、および、連邦議会が議会のコントロールを行う場合の補助機関として、連邦議会の防衛監察委員が任命される。詳細は連邦法が規定する。

第二文に基づいて、一九五七年六月二六日に『連邦議会の防衛監察委員に関する法律』が制定された。この法律は数次の改正を経て現在に至っている。一九九五年三月七日現在、同法の邦訳(意識)は以下の通りである。<sup>(8)</sup>

第一条〔憲法上の地位、任務〕

(1) 防衛監察委員は、連邦議会が議会のコントロールを行う場合の補助機関としての任務を遂行する。

(2) 防衛監察委員は、連邦議会とその防衛委員会（基本法第四五a条）の指示に基づき、一定の事件の検討を行うものとする。防衛委員会は、自らが当該事件を審議の対象としない限り、前記の指示を行うことができる。防衛監察委員は、防衛委員会に対して、一定の事件を検討すべき旨の指示を発するように申請することができる。

(3) 防衛監察委員は、本法の第三条第四号に定められた権限を用い、または、連邦議会議員からの情報により、本法第七条に定められた訴願によるか、他の手段によって、軍人の基本権が侵害されたか、または、内部指揮（die Innere Führung）の原則が損なわれたと推定しうる状況を確認した場合には、独自の判断に基づいて、羈束的裁量（pflichtgemäßes Ermessen）に従って行動するものとする。本項の第一文に従って防衛監察委員が開始した行動は、防衛委員会が当該事件を自らの審議の対象とする場合にのみ、中止される。

第二条〔報告の義務〕

(1) 防衛監察委員は、暦年（Kalenderjahr）ごとに、連邦議会に対して、書面による総括報告（年次報告）を行う。

(2) 防衛監察委員は、常時、連邦議会ないし防衛委員会に対して、個別報告を提出することができる。

(3) 防衛監察委員が（本法の第一条第二項の）指示に基づいて行動している場合には、当該検討の結果につき、要求に応じて個別報告が行われなければならない。

第三条〔職務上の権限〕

防衛監察委員は、自らに委託された任務の遂行に際して、以下の各号の権限を有する。

1. (情報収集権・文書閲覧要求権) 防衛監察委員は、国防大臣および国防大臣の指揮下にあるすべての司令部と人員に対して、情報を要求し、書類の閲覧を要求することができる。この権利は、秘密保持義務の根拠によってのみ

拒否される場合がある。その際、拒否の決定は、国防大臣自身ないし国防大臣の常任の代行者が職務上行い、国防大臣ないしその常任の代行者は、当該決定を防衛委員会において表明する。本法の第一条第二項の指示に基づいている場合、および訴願者が訴えた申請書（本法の第七条に規定）に基づいている場合には、防衛監察委員は、訴願者本人および証人、専門家から事情を聴取する権利を有する。（後文略）

2. 「事件解決勧告権」 防衛監察委員は、権限を有する機関に対し、「事件を解決する」職務統制の機会を提供しうる。

3. 「懲戒・刑事裁判所への事件の送達権」 防衛監察委員は、刑罰手続きないし懲戒手続きを開始する権限を有する機関に対して、関係書類を伝達しうる。

4. 「部隊監察権」 防衛監察委員は、常時、連邦国防軍のすべての部隊、参謀部、司令部、部局とその組織を、事前に通知することなく、監察することができる。この権限は、防衛監察委員に一身専属する。本条の第一号第二文、第三文が準用される。

5. 「報告請求権」 防衛監察委員は、①国防大臣に対して、軍隊の分野での懲戒権の行使に関する、総括報告を要求することができる、②権限を有する連邦および州の機関に対して、軍隊ないし軍人が関与している場合に限って、刑法上の措置が適用されている事例についての統計的報告を要求することができる。

6. 「裁判立会権・文書閲覧権」 防衛監察委員は、刑事裁判手続きと懲戒裁判手続きに際して、裁判所の審理が非公開の場合にも、傍聴することができる。防衛監察委員は、檢察の代表者や懲戒手続きに携わる官庁の代表者と同等に、書類を閲覧する権限を有する。防衛懲戒規則および防衛不服申し立て規則に従って行われる、兵役に関する裁判（Wehrdienstgericht）の告訴、抗告訴続きにおいても、並びに、防衛監察委員の任務領域に関係する限りで、行政裁判手続きにおいても、防衛監察委員は本号の第一文に定められた権限を有する。すなわち、当該手続きにおいて、防衛監察委員は、手続きを行う者と同等の書類閲覧権を有する。

#### 第四条（職務上の協力（Amishilfe））

連邦、州、および市町村の裁判所並びに行政機関は、防衛監察委員が必要とする調査を行うに際して、職務上、協力しなければならない。

第五条 (一般的な方針・指示からの自由)

(1) 連邦議会およびその防衛委員会は、防衛監察委員の職務につき一般的な方針を指示することができる。

(2) 防衛監察委員は、本法の第一条第二項の場合を除いて、指示から自由である。

第六条 (出席の義務)

連邦議会およびその防衛委員会は、常時、防衛監察委員に出席を要求できる。

第七条 (軍人の訴願権 (Eingaberecht))

すべての軍人は、個別に、軍務の進行を中断することなく、直接に、防衛監察委員に対して申し出ることができる。防衛監察委員に訴えたことを事由に、軍人は、職務上懲戒処分をされたり、不利益を加えられてはならない。

第八条 (匿名の訴願)

匿名の訴願は受理されない。

第九条 (訴願の秘密性)

防衛監察委員が訴願に基づいて行動している場合には、当該訴願の事実と訴願者の氏名を公表することは、防衛監察委員の裁量に属する。訴願者が公表されないことを希望し、当該希望の達成が法的義務と対立しない場合には、防衛監察委員は公表を断念しなければならない。

第一〇条 (守秘義務)

(1) 防衛監察委員は、職務関係を退いた後も、職務上知りえた事項について秘密を守らなければならない。職務上の関係についての報告、周知であるか、重要性の上から秘密保持を必要としない事実については、この守秘義務は適用されない。

(2) 防衛監察委員は、職務を離れた後も、かかる（職務上知りえた）事項について、許可なく、法廷内であれ、法廷外であれ、言明し、説明を行つてはならない。当該許可は、連邦議会議長が、防衛委員会の了承を得て行ふ。

(3) 防衛監察委員が証人として証言を行うための許可は、当該証言が連邦あるいはドイツの州（のの一つ）の福祉に損害を及ぼすか、公的任務の遂行に重大な危険を招くか、著しい阻害を来す場合に限つて、拒否される。

(4) 違反行為を告発し、かつ、自由で民主的な基本秩序に危険が及ぼされた場合に、当該秩序の保持にあたるという、法律の根拠に基づく義務を遂行する場合には、防衛監察委員は守秘義務の影響を受けない。

#### 第一条（削除）

#### 第二条（連邦および州の機関にとつての情報伝達の義務）

連邦および州の司法機関並びに行政機関は、防衛監察委員が当該機関の一つに何らかの事件の手續きについて情報を要求した場合には、当該手續きの開始、公訴の提起、懲戒手續きにおける調査の指示および手續きの結果について、防衛監察委員に情報を伝達しなければならない。

#### 第三条（防衛監察委員の選出）

連邦議会は秘密選挙により、その総議員の過半数をもつて、防衛監察委員を選出する。提案権者は、防衛委員会、会派および連邦議会議事規則（第一〇条）が定める会派を結成するために必要な数に相当する（一九九〇年までの旧規定によれば、総議員の五％以上、すなわち二六名以上の）議員である。討論は行われぬ。

#### 第四条（被選出権者、任期、兼職の禁止、宣誓、兵役の免除）

(1) 連邦議会選挙における選挙権を有し、三五歳に達したすべてのドイツ人は、防衛監察委員に選出される。〔防衛監察委員は、少なくとも一年間の兵役に服した者（つまり、男性に限る）でなければならぬ。——なお、一九九〇年三月三〇日の法改正によつて、第一四条第一項第二文は削除された。かくして、女性も防衛監察委員に就任する可能性が生じ、一九九五年春に実際に実現した。つまり、性別による差別が是正されたのである。〕



- (2) 防衛監察委員の任期は五年である。再選は認められる。
  - (3) 防衛監察委員は、他の有給の官職に就いてはならず、営業および職業に従事してはならず、営利を目的とする企業体の経営部、監査役員に属することも、連邦および州の政府や立法機関に属することも禁じられる。
  - (4) 防衛監察委員は、連邦議会で行われる職務への就任にあたり、基本法第五六条に定められた宣誓を行う。
  - (5) 防衛監察委員は、在職中兵役を免除される。
- 第十五条〔防衛監察委員の法的地位、職務関係の開始と終了〕
- (1) 防衛監察委員は、この法律が定める基準に従って、公法上の職務関係に置かれる。連邦議会議長は、選出された者を任命する。
  - (2) 職務関係は、任命証書の手交をもって開始し、(本法の第十四条第四項の)宣誓が事前に行われた場合には、当該宣誓をもって開始する。
  - (3) 職務関係は、本法の第十四条第二項が定める職務期間の満了、ないし死亡による外、以下の各号の場合に終了する。
    1. 罷免
    2. 依頼による辞職
  - (4) 連邦議会は、防衛委員会の提案により、防衛監察委員の罷免を連邦議会議長に委ねることができる。この決定には、連邦議会の総議員の過半数の同意を必要とする。
  - (5) 防衛監察委員は、常に、自己の辞職を依頼できる。連邦議会議長は辞職を申し渡す。
- 第一六条〔防衛監察委員の勤務場所、主任職員、職員、予算。〕
- (1) 防衛監察委員は、連邦議会に、その勤務場所を有する。
  - (2) 主任職員は、防衛監察委員を補佐する。その他の職員は、防衛監察委員がその任務を遂行するに際して、協

力する。防衛監察委員にかかる（これらの）職員は、（中略）連邦公務員法第一七六条が定める連邦議会の職員である。防衛監察委員は、防衛監察委員に協力する（これらの）職員<sup>(10)</sup>の上司である。

(3) 防衛監察委員が、その任務を遂行するにあつて、自由に利用することができる、必要とする人的、物的資源については、連邦議会の個別の予算案において、独自の章で指示される。

#### 第一七条〔防衛監察委員代行〕

(1) 主任職員は、本法の第三条第四号に定められた権限を除いて、防衛監察委員の職務関係が妨げられた場合、および終了した場合には、後任者の職務関係が開始されるまで、防衛監察委員の権限を遂行する。この場合、本法の第五条第二項が準用される。

(2) 防衛監察委員が三箇月以上その職務遂行を妨げられた場合、ないし、防衛監察委員の職務関係が終了した後、後任者の職務関係が開始することなく三箇月が経過した場合には、防衛委員会は、主任職員に対して、本法の第三条第四号の権限の行使を授權することができる。

#### 第一八条〔職務上の俸給、福利厚生。〕

(1) 防衛監察委員は、職務関係が開始する暦月の始めから、職務関係が終了する暦月の終りまで、連邦大臣の職務給と地域手当との七五％に相当する額<sup>(11)</sup>の給与を受け取る。給与は月ごとに事前に支給される。（中後文略）

(2) その他の点では、（連邦大臣法第一五条第一項が規定する、年金の受給資格の要件となる）二年間の職務期間に代わつて、最低五年間の職務期間が防衛監査委員の年金の受給資格について準用される。（後文略）

(3) 連邦旅客費用法が定める最高の旅費ランク<sup>(12)</sup>が準用される。職務関係への任命および職務関係の終了の結果、必要となつた移転（引越し）については、連邦移転費用法が準用される（前中後略を含んだ意訳）。

#### 第一九条〔削除〕

#### 第二〇条〔発効について〕

(2) 「内部指揮 (die Innere Führung) の原則」の確立

防衛監察委員の任務は、「内部指揮の原則」の保持に限定されているわけではないが、防衛監察委員法第一条第一項によれば、軍人の基本権が侵害された場合と並んで、「内部指揮の原則」が損なわれた時には、防衛監察委員は独自の判断によって行動を開始しなければならないという、羈束的裁量を課せられている。「内部指揮の原則」は不確定的な法的概念であるが、一般に基本法第四五b条に記された防衛監察委員の任務を許容できない程にまで拡張したのではなく、議会の信任に基づいて委託された防衛監察委員の統制権の範囲内に含まれているとみなされて<sup>(15)</sup>いる。「内部指揮の原則」という用語は、防衛監察委員に関する法律に始めて登場し、しかも同法で一回限り用いられており、立法者はその法定的定義をしなかった<sup>(16)</sup>ので、防衛監察委員と国防大臣との権限をめぐる紛争の<sup>(17)</sup>一因にもなった。

元来、「内部指揮の原則」は連邦国防軍の改革のための概念であり、連邦国防軍の内部領域において、(1) 軍隊の機能性、(2) 法治国家の原則の下に内部秩序を整理し秩序付け<sup>(18)</sup>すること、を保証せんとするものであった。

後者が意味する国防軍の民主化は、以下の二つの側面から構成されている。第一に、基本法の価値観を軍の基礎としたことである。すなわち、憲法秩序の基礎としての「人間の尊厳」の保障である<sup>(19)</sup>。第二に、「内部指揮の原則」に従い、軍は国家・社会秩序に受け入れられようとする努力を行う。つまり、市民と軍人との分離(すきま風)を克服し、軍部と民主主義、国家と軍隊、連邦国防軍と社会との緊張を除去、緩和せんとする「統合のプロセス」で

ある。<sup>(20)</sup>

第一の意味で、防衛刑法 (Wehrstrafgesetz) は、部下を (人間の) 尊厳に反する仕方であつた者を刑事罰の対象とし (第三一条第一項)、更に、人間の尊厳に反する命令の拘束力を (即時に) 否定した (第二一条第一項)<sup>(21)</sup>。一九五七年に制定された防衛刑法第三一条第一項は、当初、「故意に、部下を (人間の) 尊厳に反して扱つた者の」みを刑罰の対象としていたが、一九七四年に当時の SPD・自由民主党 (FDP) 政権は本規定を改正し、故意性の要件を削除し、結果責任とした<sup>(22)</sup>。また、既に、一九五六年の軍人法は、第二一条で、「人間の尊厳に反する命令に従わなかつたとしても不服従とはみなされない」と明記して、間接的に人間の尊厳に反する命令に服すべきでないことを規定し、同法の第二一条は、同僚の (人間の) 尊厳を尊重すべき義務を定めていた<sup>(24)</sup>のである。

防衛監察委員法第五一条第一項によれば、連邦議会とその防衛委員会は、防衛監察委員の職務の一般方針を定めるに際して、あわせて「内部指揮の原則」も定義できるとされていたが、(与野党間での) 政治的対立の故に、一つの拘束力を持つた解釈を行えない虞があつた<sup>(25)</sup>。また、基本権が侵害された場合に、連邦憲法裁判所が「内部指揮の原則」を付随的に確定することも考えられるが、これも、あくまでも事後的検討にすぎないものである<sup>(27)</sup>。

法文に明確な定義のない「内部指揮の原則」は、主として、防衛監察委員の年次報告書を通じて確定されることになつた。すなわち、「内部指揮の原則」を具体化する任務自体を、防衛監察委員自身が担う<sup>(28)</sup>という、(西) ドイツにおいては新たに創設された、当該制度特有の進展がみられたのである。

一九六八年の年次報告書で、時の防衛監察委員 M・ホーゲン (Mathias Hoogen) は、「内部指揮の原則」を三つの領域に区分した。すなわち、

(1) 統合——軍隊を国家および社会の一員として編入すること

(2) 組織——軍隊の構造に技術を反映させること

(3) 相互作用——上官と部下のより良き関係

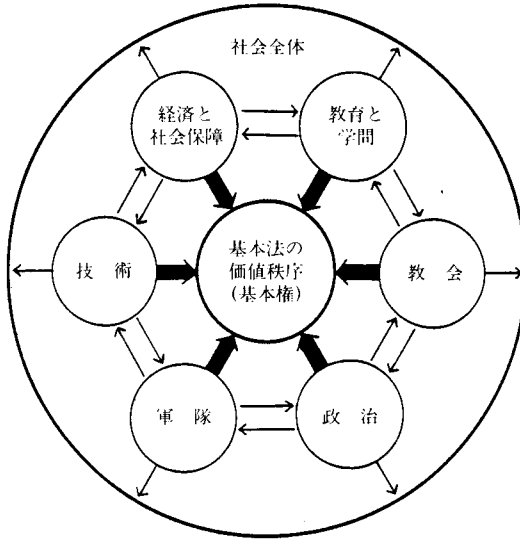
である。この年次報告書は、防衛委員会および連邦議会の同意を得て、その後、事実上のリーディング・ケースとなった。<sup>(29)</sup>

(一九六五年から一九七〇年まで防衛監察委員を務めた) M・ホーゲンは、一九六九年二月に提出した、この一九六八年の年次報告書の末尾で、(彼が理解した) (1) 統合、(2) 組織、(3) 相互作用の三者からなる、「内部指揮の原則」を体系的に構成するために、以下のような図表を用いた視覚的な描写を試みた。

M・ホーゲンによれば、複雑な「内部指揮の原則」の問題は、その本質的な根本的特質において、構想図を用いて把握できる。この単純化された表現形式は、文章で示された描写を補完するものとして、有益である。「内部指揮の原則」の主要な領域である、(1) 統合、(2) 組織、(3) 相互作用を視覚的に摘要して体系化するならば、それは第一に、学習用の記述や教育的な参考資料となる。以下の構想図は、とりわけ部隊において、「内部指揮の原則」をより具体的に制度化するために有用である。<sup>(30)</sup> かように述べて、M・ホーゲンは、以下の図表1—1、2、3を提示した。

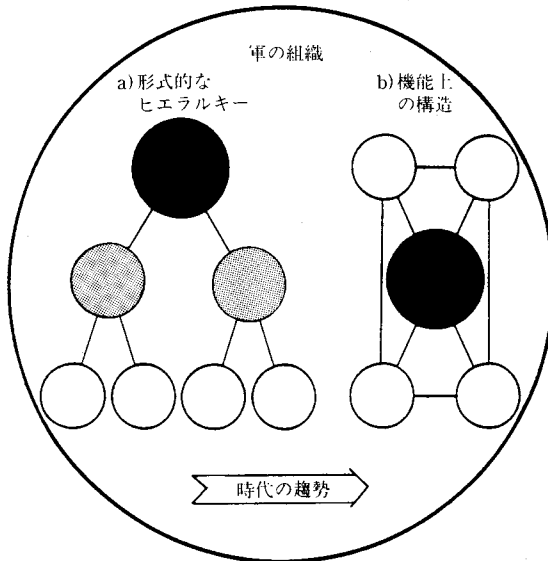
図表1—1は、ドイツの社会における多様な社会領域の組み合わせを、相互に関係付けるものである。この相互作用、相関・依存関係の中心には、ドイツの国家生活と社会生活に刻印された、(私見によれば、「基本権中心主義」とも言いうる) 基本法の価値秩序が関係付けられている。各社会領域は、当該社会領域の課題と機能から生じ

図表 1-1：軍事制度の社会全体への統合の構図



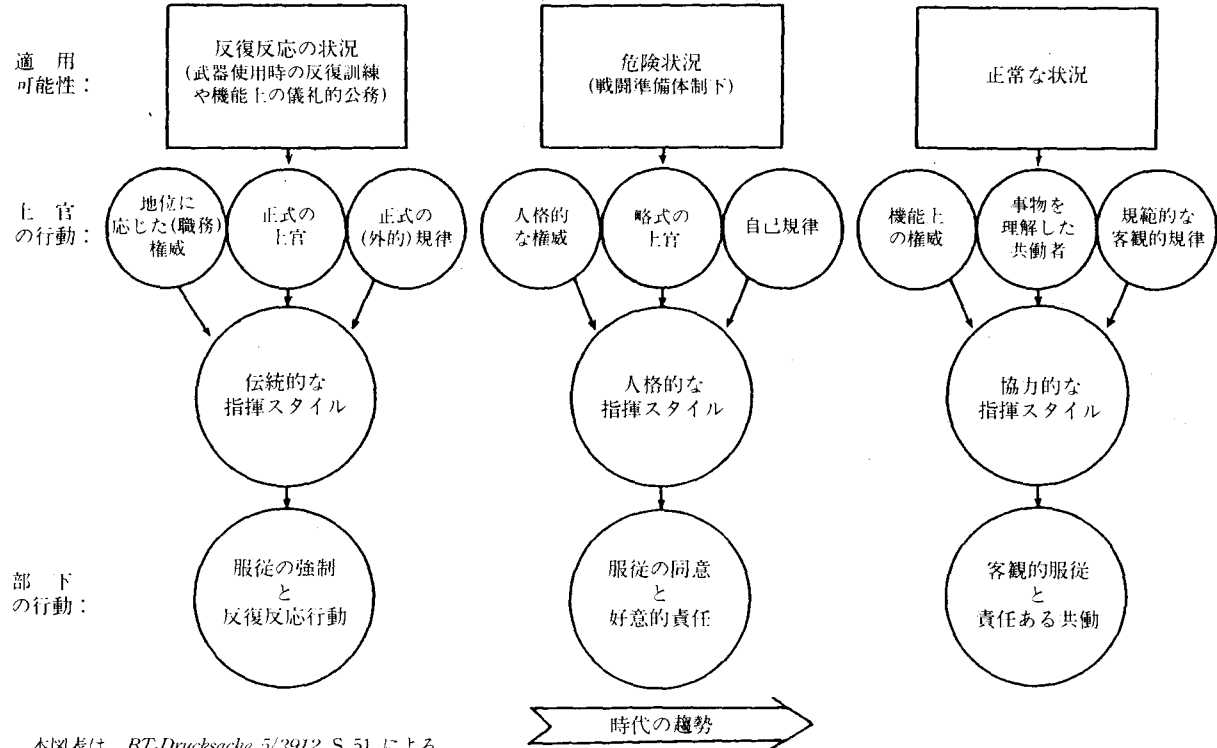
本図表は、BT-Drucksache 5/3912, S. 49. による。

図表 1-2：軍事制度の組織



本図表は、BT-Drucksache 5/3912, S. 50. による。

図表 1-3 : 軍事制度の相互利用



本図表は、BT-Drucksache 5/3912, S. 51. による。

る、それぞれの特徴的な目標設定を持っている。ドイツの軍隊の目標設定は、憲法上認定された防衛の任務に（私見によれば、政治的に中立的な立場から）貢献して、（議会の政治的な統制の下で）政府が政治的に執行する平和の保障に資することである。<sup>(31)</sup>

なお、第一にドイツでは（日本における「文民統制」に相当するものとして）「政治の優位 (Primat der Politik)」や「議会統制 (parlamentarische Kontrolle)」という概念が確立している。このような議会の執行府に対する統制（コントロール）機能の充実は、ナチス時代の歴史への反省から唱えられたものである。<sup>(32)</sup> 「政治の優位」や「議会統制」という概念が、具体的に意味するところは、(1) 予算に対する連邦議会の統制、(2) 連邦議会に対して（究極的に）責任を負う、連邦国防大臣、連邦首相が有する命令・指揮権への（連邦議会の間接的）統制、(3) 連邦議会の防衛委員会と連邦議会の防衛監察委員が行う統制である。<sup>(33)</sup> つまるところ「政治の優位」とは、（私見により換言すれば）「議会政治の優位」である。<sup>(34)</sup> また、(4) 防衛事態（すなわち、連邦領域が武力で攻撃されるか、またはその切迫した直接的な危険があること）の確定は、連邦政府の申し立てに基づいて、原則として連邦議会（投票数の三分の二の多数、少なくとも連邦議會議員「の定数」の過半数を同意に要す）と連邦参議院の両者が行う（基本法第一一五 a 条第一項）。万一、それができない時には、「合同委員会（基本法第五三 a 条に規定された、三分の二の委員が連邦議会同派の勢力に比例した連邦議會議員から、残りの三分の一の委員が連邦参議院の各州（ラント）一名の代表者から構成される合議制機関）」が、（投票数の三分の二の多数、少なくとも委員「の定数」の過半数の同意を得て）防衛事態であると確定する（基本法第一一五 a 条第二項）。こうすることによって、いかなる事態が生じても、究極的に議会が責任を負う体制が確立している。かような防衛事態の確定手続きによって、軍隊に対す



る命令・指揮権は、平時における連邦国防大臣の管轄を離れ、連邦首相に移るのである(基本法第一一五b条)。<sup>(35)</sup>

次いで第二に、多様な社会領域の中心に位置する基本法の価値秩序、すなわち「ドイツの憲法秩序の根本に位置する価値」とは、具体的に言えば、「人間の尊厳、人身の自由、平等と正義の原則を基本方針とする、法の支配である」。それ故に、「(1)国家と国家制度は、人間の尊厳を守り、保護する。(2)国家と国家制度は、人間の自己責任を促進し、人間の自由な良心に方向付けられ、法と法律に羈束された決定を尊重する。(3)国家と国家制度は、個人の自由を、基本法、法律と法律から派生した規定が明示的に許容する場合にのみ制限する」と一九九三年二月に文書化された『連邦国防軍の中央職務部規定一〇／一・内部指揮』は記している。更に続けて、この文書は「自由で民主的な基本秩序の存立、特に基本法によって保証された人権の保障の前提となるのが、自由の内にある平和(Frieden in Freiheit)の維持である」と述べて、西側民主国の「自由」を護ることを明記している。かくして、上記の自己規定が「ドイツ軍の目標を設定し、ドイツ軍の正当化の基盤となるのである」。<sup>(36)</sup>

図表1-2は、軍隊の領域における技術革新の影響と、その結果生じた帰結を説明している。技術化される以前の時代に見られた軍隊の「形式的ヒエラルキー」は、今日、部下が専門的知識を習得することによって、組織内でより高次に位置する価値を理解するに至る、「機能に準じた構造」にますます転化している。この構造は、今なお「命令と服従の構造」によって構成されてはいるが、例えばチーム作業などが意義を持つようになり、「パートナーとしての協力」という思考が、従来よりも、より強く訓練されるようになってきている。<sup>(37)</sup>

図表1-3は、「伝統的な指揮のスタイル」から「協力的な指揮のスタイル」へ至る、時代の流れの趨勢を暗示している。「パートナーとしての協力」という思考は、「伝統的な指揮のスタイル」や「人格的な指揮のスタイル」

においても、限定的ではあるが組み込まれている。この思考方式は、近代的な技術を具備した軍隊にふさわしい、人間指揮の方法である<sup>(38)</sup>

一九七〇年から一九七五年まで防衛監察委員を務めたF・R・シュルツ (Fritz Rudolf Schulz) が報告した、一九七二年の年次報告書によれば、「内部指揮の原則」の目標は、軍人を近代的な人間指揮の原理の下に置くことであった。そして、「内部指揮の原則」は、

- (1) 軍人を、基本法の価値秩序に従って国家・社会関係に置き、
  - (2) 軍人を、事物に則して機能する軍隊構造に編入し、
  - (3) 軍人に対し、軍人にふさわしい国家の福利厚生を保障し、
  - (4) 軍人の、上官、部下および同僚との関係を規律し、それに影響を及ぼす、
- すべての軍人に関する措置と行動様式とを、包括する概念となったのである。<sup>(39)</sup>

かくして、「内部指揮の原則」は、「防衛監察委員法第一条第三項の意味では損なわれうるが、法的再審査と法的強制力が必ずしも及ばない一般的行為規範」であると、拡張解釈されるようになったのである (一九七二年と一九七四年の年次報告書)<sup>(40)</sup>。

一方、一九七八年の年次報告書は、「内部指揮の原則」の法規範性を認めだが、この法規範の排他的な拡張を否定した。なぜならば、「内部指揮の原則」が損なわれた場合に、防衛監察委員が行う統制機能は、軍人に対して認められた権利の保障と同一視することはできないからであり、<sup>(41)</sup> 軍人は防衛監察委員以外の救済手段——例えば防衛不服申し立て制度——も利用できるからである。一九七八年の年次報告書は以下のような定義を行っている。<sup>(42)</sup>

内部指揮（の原則）は、国民の自由権と法律に基づいた軍人の義務との間の緊張状態を、部隊の掩蔽機能（Deckung）が不可能にならない限り、両者の領域を最も広範にわたって矛盾なきようにして、当該緊張状態を除去しようとするものである。

内部指揮（の原則）は、軍人を社会に統合しようとするものである。執行部の一部門としての連邦国防軍は、ドイツ連邦共和国の国家秩序に法的に編入されている。連邦国防軍は、政治の優位（Primat der Politik）の下にあり、議会の統制に服し、政治的にも社会的にも正当であると認定されている。軍人は、我が国における、政治的、精神的、文化的小よび、社会的生活とその変遷に参与する。

内部指揮（の原則）は、連邦国防軍の軍人に我が国の国家秩序の価値を意識せしめ、軍人が自らの軍事的任務を納得した上で達成し、基本法の秩序が意味する法（Recht）、自由（Freiheit）、人間の尊厳（Menschenswürde）を防衛する決意を涵養するものである。ここで了承すべきことは、もっぱら我が国の国家制度と国家机关についての知識のみであってはならず、とりわけ我が国の価値秩序並びにドイツの政治史上の発展および連邦共和国の自由主義世界への編入についての観念（Vorstellung）をも含むものである。軍人自らが、根柢のある政治的判断を行う能力をもつべきであり、政治的意志がどのようにして形成され、どのようにして決定が下されるかについて知るべきなのである。

内部指揮（の原則）は、技術的変遷、専門化、合理化、中央集権化の必然性および合目的な軍事的指揮の必要性を考慮した上で、個々の人間が責任ある、独立した人間であり、価値ある人間であると判明し、かつ強固ならしめられる、（かような）組織・意志疎通形態を發展せしめようとするのである。こうすることによつ

て始めて、時代に適合した人間の指揮が可能になる。責任ある人間がその任務領域を独自に達成することができ、上官と部下の關係ならびに同僚レベルでの關係が人格的に發展しうる余裕を残し、上位の任務が持つ技術的機能との個別的な関連性を最終的に明確にしうる、指揮構造が創設されなければならない。

「協力的な指揮方式」と「任務となる戦術の実践」が必要である。福利厚生は、成年に達した国民が持つ、我が国の憲法の理念上の理想像 (Leitbild) に則って、方向付けられるべきなのである。

内部指揮（の原則）は、常に形成されるプロセスなのである。当該形成において決定的なのは、我が国の憲法の価値秩序であり、ドイツ連邦共和国における政治的、社会的發展の状況であり、軍事技術領域における変遷の成果である。

内部指揮（の原則）は、軍隊の出動準備能力を強化しようとするものである。内部指揮（の原則）は、あらゆるレベルでの、すべての軍事的指揮にとつての、不可分な部分であり、特殊軍事的な任務と当該任務に内在する政治的次元とを結合するものなのである。内部指揮（の原則）は、すべての上官が行う指揮行動にとつての精神的枠組であり、同時に指揮官にとつての行為規範なのである。

以上のように定義したのは、一九七〇年以来年次報告書の審議にSPD所属連邦議會議員（議員としては一九五七年から七五年まで在職）として参与し、一九七五年以来一九八五年までの防衛監察委員の職責を担ったベルクハン (Karl-Wilhelm Berkhan) である。<sup>(43)</sup>

(3) 軍人に対する訴願権 (Eingaberecht) の周知徹底について

連邦国防省が一九八四年二月九日に指令し(一九八七年八月一二日に改訂され)た『部隊と防衛監察委員』と称する内部文書は、「すべての軍人は、基本教育の冒頭と、本隊への転属に際して新たに、防衛監察委員の任務と権限について教育を受ける」(第D章第一〇条)と定め、更に、その際に以下に各事項(原則として意識)が、特に、指摘されねばならないとしている。

(a) すべての軍人は、直接に、軍務の進行を中断することなく、訴願を防衛監察委員に対して申し出る権利を有する。防衛監察委員の住所は以下の通りである。

連邦議会防衛監察委員、バスタイ通り七〇、五三〇〇、ボン 二一。

(b) 軍人は、個人でのみ、防衛監察委員に申し出ることができる。

(c) 匿名の訴願は受理されない。(防衛監察委員法第八条)

(d) 軍人が、(当該軍人自身に対して、職務上、)懲戒権を有する上官に関して訴願書を作成した場合には、訴願書の作成に先立って助言と補助的救済手段が確保されねばならない。当該上官が、命令、威嚇、約束、贈賄ないしその他の義務に違反する手段で、部下が防衛監察委員に申し出るのを思いとどまらせるか、訴願を抑圧することは、職務違反であり、防衛刑法第三五条が定める刑罰の対象でもある。かような事例の場合には、その未遂行為も刊罰の対象となりうるものであり、そうでなくても、職務違反とみなされる。

(e) 軍人は、防衛監察委員に訴願を行ったという理由で、損失を被らされてはならない。(但し、) 当該訴願が、職務義務違反や名誉毀損、誹謗などの刑罰の対象を含んでいる場合には、職務違反として懲戒処分が下されたり、あるいは刑事裁判(提起の理由)として訴追されうる。

(f) (機密事項およびその他の秘密とされる…意識) V S I N f D 以上のランクの事項は、防衛監察委員への訴願に記載されてはならない。訴願者の観点から、かかる状況を伝達することが必要であると思われる場合には、軍人はこの点につき防衛監察委員に指摘することができる。<sup>(44)</sup>

軍人は、防衛監察委員法第七条が定める訴願とは別個に、基本法第一七条に基づいて、議会に対して請願(Bitte) または不服申し立て (Beschwerde) を行う<sup>(45)</sup>ことができ、防衛不服申し立て規則に基づいて、防衛不服申し立てを上級懲戒機関に対して行うことができる。

基本法第一七条と、防衛監察委員に対する軍人の訴願権との法的関係は、一般的な請願権(基本法第一七条)と、当該請願権の特別形式(軍人の防衛監察委員に対する訴願権)として、通常把握されている。したがって、「各人は、個人または他人と共同して、文書により管轄機関および議会に対し、請願し、不服申し立てを行う権利を有する」と定める、基本法第一七条が、防衛監察委員に対する軍人の訴願権の憲法上の法源とみなされるのである。<sup>(46)</sup>

当初、キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)は、防衛監察委員法の制定過程で、防衛監察委員の権限を、もっぱら連邦議会に代って請願を受け入れ、請願に関して調査する機能のみに限定していた。これに対してSPDは、基本法第一七条に依拠した独立機関としての、より強い防衛監察委員の法的地位を主張した。<sup>(47)</sup>

両党の対立は、通常、基本法第四五b条に記された、二重の地位(Doppelstellung)をめぐる展開されている。

基本法第四五b条は、「基本権を保護するため、および、連邦議会が議会による統制を行う場合の補助機関として」、防衛監察委員を位置付けている。したがって、防衛監察委員は、一方で、連邦議会の下部機関であるが、他方では、連邦議会に対して相対的に固有の責任を担った地位を占め、基本権の侵害などに対しては独自の羈束的裁量によって対処するのである。

しかし、政党間の異なる立場から、二重性を強調しすぎることに対しては、限界が設定されるべきである。

当初、防衛監察委員法第一条は、単に、「防衛監察委員は、基本法第四五b条の任務を遂行する」と定め、二重の地位を容認しうる文言であったが、一九八二年六月に、末期のSPD・FDP政権下で行われた法改正により、「議会が議会による統制を行う場合の補助機関」とのみ規定されるようになった。

デューリツヒ (Günter Dürig) が指摘しているように、「二重の機能から当然、二重の地位が生じる」という考<sup>(50)</sup>え方が、放棄されつつあるのも事実である。G・デューリツヒは、いわゆる二重の機能・地位説は、単に、防衛監察委員が行動を開始するイニシアティブの問題にすぎないと主張する。すなわち、防衛監察委員は、連邦議会なしその防衛委員会の指示に基づいて行動を開始する (防衛監察委員法第一条第二項) か、独自の羈束的裁量によって行動に着手する (同法第一条第三項) のである。<sup>(51)</sup>

G・デューリツヒが述べているように、仮に、防衛監察委員が基本権の保護を目的とする、独立した憲法機関として機能するならば、基本法第二〇条第二項が定める三権分立制度の枠組みを越えて、三権に並ぶ防衛監察委員が究極的には成立するであろう。<sup>(52)</sup> 更に、G・デューリツヒは、防衛監察委員が固有の第四の権力でないことの理由として、防衛監察委員が連邦議会 (議長) によって形式上、任命され、かつ場合によっては罷免されること (防衛監

察委員法第一五條)を挙げている。もし、第四の権力であるならば、(儀礼的な国家元首である)連邦大統領によって形式的には任免されるはずだからである。<sup>(33)</sup>

したがって、かかる学説上の「二重の地位」という背景の下に改正された、一九八二年防衛監察委員法第一条が規定するように、防衛監察委員は議会の補助機関としての地位を有するが、その機能が目的とするところは、とりわけ基本法第四五b条が明記する、基本権の保護にあると言えるのである。

軍事サイドからは、軍人が防衛監察委員に対して直接に申し出る訴願を無制限に肯定することに対して、問題が投げかけられている。すなわち、防衛不服申し立て手続きによる救済が完了した後、始めて防衛監察委員に対する訴願を認めるべきであるという主張である。しかし、防衛監察委員による審査手続きに先立って、防衛不服申し立て手続きが完了していなければならないという考えは、議会の補助機関として直接的に基本権を保護することを、軍隊の外からの外部統制によって行おうとする、防衛監察委員制度の基本理念を排除しようとするものであると、E・ブッシュ (Eckart Busch) は反論している。<sup>(34)</sup> とはいえ、ノルウェーの軍事オンブツマン制度のように、将校に関しては他の救済手段が尽きていることを要件とし、徴兵された兵士の権利保護を第一義とする立場も存在する。<sup>(35)</sup> しかし、D・チャイルズ (David Childs) は、(西)ドイツ連邦国防軍においても多くの職業軍人が防衛監察委員に申し出る必要性を感じている事実を指摘して、かかる立場に対して反証を試みている。<sup>(36)</sup>



(4) 防衛不服申し立て制度との比較

一九五六年三月一九日に制定された軍人の法的地位に関する法律(軍人法)第三四条は、「軍人は、不服申し立てを行う権利を有する。詳細は、法律でこれを定める」と、規定していた。<sup>(37)</sup>この法律に基づいて、同年十二月二三日に防衛不服申し立て規則<sup>(38)</sup>(Wehrbeschwerdeordnung)が制定され、幾つかの改正を経て、一九七二年には以下のように改訂された。以下、同規則の抜粋(意識)<sup>(39)</sup>である。

第一条(1) 軍人は、上官または連邦国防軍の司令部によって、不正に扱われたか、あるいは、同僚の義務に反する行為によって(自己の基本権を)侵害されたと思う場合には、不服申し立て(手続き)を行うことができる。

(4) 共同での不服申し立ては許されない。この限りで基本法第一七条の請願権は制限される。

第二条 不服申し立てが、前記の方法によらなかったか、あるいは期間内に行われなかったか、根拠なき不服申し立てを行ったという理由で、何人も職務上処分され、不利益を被ってはならない。

第六条(1) 不服申し立て者は、不服申し立ての理由を知りえた後、最低一晚を経過した後、不服申し立てを行うことができ、かつ、二週間以内に不服申し立てを行わねばならない。

(2) 不服申し立ては、書面により、あるいは口頭によって提起される。口頭による場合には調書を作成するものとし、調書は、不服申し立て受領者と不服申し立て者の署名を要する。調書については、不服申し立て者は、その要求により、写しを交付される。

第九条(1) 不服申し立てに対しては、当該不服申し立て事件を判決すべき上級懲戒機関が判断する。連邦国防軍

の行政上の職務機関に対する不服申し立てに対しては、より上級の機関が判断する。

(2) 国防大臣が、不服申し立てに対して軍務事項の範囲内で判断した場合には、国防大臣代理が、不服申し立てに対する判決に署名しうる。国防大臣は他の者にも署名権限を委任しうる。行政事項の範囲内での不服申し立てに関して、国防大臣は最高の行政機関である。

第二十一条(1) 不服申し立ておよび上訴申し立てに対する決定も含めて、国防大臣が行った決定や措置に対して、不服申し立て者は、直接に連邦行政裁判所の判決を求めて、提訴できる。

不服申し立てに対する判決に不満な場合には、二週間以内に更に上訴申し立てを行うことができる(第一六条第一項)。当該上訴申し立てに対しては一段階上級の懲戒機関が判断を下す(同第三項)。上級懲戒機関が行った当該判断にも不服な場合には、軍務裁判所(Truppendienstgericht)に提訴できる。この場合、「自らの権利が侵害されたか、上官が義務違反を行ったこと」が要件となる(第一七条)。当該軍務裁判所は、法律の授權に反する命令や措置の無効を宣言できる(第一九条第一項)。

このように、防衛不服申し立て手続きが、救済機関が構成するヒエラルキーを一段一段登ってゆくことよって解決を図るのに対して、防衛監察委員制度は、ヒラルキー制度の外側にあつて、独立機関として救済するという意味で簡易迅速性を保証するものであると言えよう。

(5) 防衛監察委員の権限をめぐる政治的対立

既に、防衛監察委員制度の発足の後に、一番最初に作成された、一九五九年の年次報告書において、初代防衛監察委員グロールマン (Hellmuth von Grohman) (元陸軍中將) は、二つの点で総括的な価値判断を行い、その権限を逸脱したと非難された。すなわち、v・グロールマンは、ドイツ連邦共和国を「暫定政府 (Staatliches Provisorium)」と、政治的に判断し、その上で、「連邦国防軍を余りに早く設立することは不利な結果をもたらす」と指摘したからである。これに対して連邦議会防衛委員会は、上記年次報告書に関する小委員会の勧告に基づいて、「防衛監察委員は、その任務を遂行するにあたって、議会と政府が行った政治的決定に関して、論評を差し控える」べきであることを、確認した。<sup>(61)</sup>

正確にはこの時、v・グロールマンは、第一に「ドイツの不自然な分裂と連邦共和国が暫定政府にすぎないという事実は、国民が防衛の覚悟を固めるにあつて幾多の問題 (Probleme und Fragen) を提起せしめた。かような問題と連邦国防軍の『内部指揮』は対峙せざるをえないのである」と述べ、<sup>(62)</sup> 第二に「連邦国防軍を余りに早く設立することと、自分の間、同時進行する軍隊の改編は、部分的には必然的で不可避的だと言えるかもしれないが、部隊を不安に陥れざるをえない『人心の動揺』を惹起するに至るものである」と述べた。<sup>(63)</sup> 仮に、第三者である学術研究者が私的に同じ憂慮を指摘しても、問題とはならなかったであろう。しかし、公務にある防衛監察委員は、外ならぬ当事者である以上、かような「政治的見解」を述べることは、控えるべきであった。

しかし拙稿は、v・グロールマンのこの「言動」を、なるほど（軽率であるとして）問題視しているが、しかし（悪意あるものとして）非難するつもりはない。なぜなら、この時点では、防衛監察委員たる者の「行為規範」が、あらかじめ確定していたわけではなかったからである。（ドイツ史上、最初に報告された）一九五九年の年次報告書を見ると、防衛オンブツマンが「番犬」としての役割を果たすという、「任務に対する責任感」が、過剰に表出しているくらいがある。例えば、「議会が行う、軍隊へのコントロールを強化するために、防衛監察委員というドイツでは（従来）知られていなかった制度が導入された」と自己認識し、E・ポール連邦議会議員（SPD）が、ナチスの暴政の間にスウェーデンに亡命して、この制度を学んだと指摘している点、および「防衛不服申し立て制度も、防衛監察委員に対する訴願や不服申し立て（Eingaben und Beschwerden）との関係で、特段の意義を持つ」と評価している点など、権利を守るという意識が、若干ながら強すぎないかという疑念がわく。

また、一九六〇年の年次報告書では、防衛監察委員が政治的見解を表明すべきでない、という原則が確定した経緯について、「（連邦議会の）防衛委員会と防衛監察委員との間で、防衛監察委員は自己の任務を遂行するに際して、議会と政府の政治的決定に対して、（特定の）立場を取ってはならないという一致を見るに至った」と記されている。<sup>(66)</sup>この「一致」という言葉は、法的には許容されないものである。なぜなら、防衛オンブツマンの任命権者が防衛委員会であり、任務を授権するのヒエラルキーの上では、あくまでも防衛委員会が上位で、防衛オンブツマンが下位に位置するからである。しかし、政治的葛藤が生まれた時に、この葛藤により（一般に非難され）、遂には、（二年余り在职したのみで）任期五年満了以前に、辞職を余儀なくされた、弱者であるv・グロールマン初代防衛監察委員の側の論理を分析することも、政治的には意義があるであろう。

この「任命権者と被任命権者との一致を見るに至った」という表現は、この防衛オンブツマンが、制度発足の当初は（究極的に三権と匹敵する）第四の権力であると、自己認識していた観があることを示唆する。市民革命や、ナチスに対する抵抗運動の渦中で、「人間の尊厳」などの権利が（初めて）主張される時に、それが、しばしば過剰な権利意識に基づいていることが、少なからずある。しかし、しばらくして、（一時の）熱狂が冷めると、かように過剰な権利の主張は、冷静に考えて間違っていたと判明する。筆者は、一九五九年と一九六〇年の二つの年次報告書を、このような「権利意識の萌芽期における一時的興奮」がもたらした、過渡的な行き過ぎの一例であったと解釈する。

この「権利意識の萌芽期における一時的興奮」がもたらしたものとして、例えば、一九四七年五月二二日に制定され（一九五三年四月二五日にヴュルテンベルク・バーデン州、ヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン州と合併されて、バーデン・ヴュルテンベルク州が形成されるまで有効であった）たバーデン州憲法の第三条を挙げることもできる。この条項は、「一人のバーデン州公民も、軍事的役務の遂行を強制されるはならない」と定めていた。しかし、この条文の制定に際して、一部の議員は、以下のような疑念を投げかけている。すなわち、（バーデン）民主党のフォルティシユ (Vortisch) 州議会議員は、「もし、この条項が（一九四五年に至る）過去七年間の間、ロシア、イギリス、アメリカ合衆国、フランスで効力を持っていたとするならば、ヒトラーは今日、世界の支配者となっていたであろう。国家は、仮に、国民が望む最も自由な国家であり、国民が望む最も平和な国家であったとしても、場合によっては、憲法に定められた自由を防衛するために、その市民に対して武器を手取ることを、要求しなければならぬのである」と、少数反対意見を表明した。なお、バーデン州憲法の第三条は、採決の結果、

賛成四一票、棄権一六票、反対四票（バーデン民主党三票、バーデン・キリスト教社会国民党一票）で採択されている。<sup>(67)</sup>

V・グロルマンは、一九六〇年の年次報告書の「結論」の部分で、以下のように述べている。この点を見ても、彼自身が、紛争を殊更に惹起しようとしていたわけではないと判断できる。すなわち、「(連邦国防軍の)再建の(始めの)五年間に、連邦国防軍は、ますます我が国(ドイツ)の国家生活と公共生活の自明な構成要素となるように至らしめられた。その際に政治的に意義深いのは、連邦国防軍が新しい民主的國家制度の自由主義的法秩序に、調和的に編入することに、本質的な点で成功したことである」と述べている。<sup>(68)</sup>彼はとどのつまり、政治的に、連邦国防軍と社会との調和を追求したオンブツマンであったのである。軍と社会との「調和」を追求した彼は、(自身が意図した)心情倫理(Gesinnungsethik)<sup>(69)</sup>においてやましいところがなかったにもかかわらず、結果として非難され政治の世界を後にした。ここに研究者は、政治における「結果に対する責任」、つまり責任倫理(Verantwortungsethik)<sup>(70)</sup>の厳粛な鉄則を見るものである。

一九六五年の年次報告書において、防衛監察委員M・ホーゲン(一九四九—六四年CDU所属連邦議會議員)は、連邦議会が国防分野での予算上の決定を行うに先立って、防衛監察委員に相談することができるようにして、政府が提出した予算案に対抗して、議会が代替予算案を作成できるようにすべきであると主張した。この要求は、とりわけ軍事計画の面で、連邦国防省に対抗するより強大な情報(収集)権限を防衛監察委員に授権することを意味するものであった。<sup>(71)</sup>しかし、この要求は、連邦政府の抵抗に遭い、防衛監察委員の側が政治的に譲歩することになつた。<sup>(72)</sup>

一方、一九七二年に二月に、元FDP所属の連邦議會議員（一九五七年から一九七〇年まで在職）であった、F・R・シュルツが報告した一九七一年の年次報告書によれば、H・シュミット（Helmut Schmidt）国防大臣（一九六九―七二年七月国防大臣、一九七四―八二年連邦首相・SPD）は、防衛監察委員の権限を限定し、縮小しようとして試み（て失敗し）た。すなわち、H・シュミット国防相は、第一に、「強力なヒエラルキー構造と命令・服従の原則という軍独特の基準」が明らかなる場合には、防衛監察委員は限定的にのみ、その権限を行使し、第二に、「完全に文官としての公務領域においても可能であると考えられる事件」については、そもそも権限を行使しないようにすべきであるとして、「二重の制約」を主張した。しかし、E・ブッシュによれば、軍隊において基本権と「内部指揮の原則」を保証することは、前記の特別な制約と結合しているわけではないので、基本法第四五b条および防衛監察委員法第一条第二項と、第三項で提示されている前提と、かかる制約とは一致しないものなのである。<sup>(73)</sup> 本稿としては、元々は野党として軍隊の民主化を目指していた他ならぬSPDに所属する、H・シュミット連邦国防大臣の、政府与党としての右の約変ぶりとそのから生じる国防相自身の立場の上での自己矛盾を、どのよう<sup>(74)</sup>に理解すべきか残念ながら判らない。この事例のように、必要悪である国防の任務に携わるといふこと自体が、本人の意志とは無関係に、「悪」と結託することを必然的に意味するの<sup>(75)</sup>かと思うと、暗い気持となるのは筆者だけではないであろう。いずれにせよこの時のH・シュミットの主張が、不可解であることは否定できない事実である。

なお、「内部指揮の原則」が及ぶ領域が不確定であることも起因する防衛監察委員と連邦国防省との対立は、一般的には、事後的に検証することが困難であり、不可視的であると言われる程に、<sup>(76)</sup>複雑な権力構造を構成しているのである。

## (6) 与野党の権力分立関係の下での防衛監察委員制度の意義

「連邦議会が防衛事項に関して軍隊をコントロールする場合の補助機関」としての防衛監察委員制度、なかんずく防衛監察委員の地位と任務は、議会（野党）と政府（与党）との法的（政治的）関係の中に組み込まれている。

議会の代表者たる多数派の中から政府が憲法上構成される議院内閣制度の下で、議会は、政府を支持する議会多数派と政府に反対する議会少数派が、意見を応酬させることを目的として制度化された、唯一の国家機関であると言いうる。この場合、政府が執行した政策を批判的に検討する任務を持つ「議会に固有のコントロール」は、主として「野党の関心事」となる。かくして、「もっぱら議会によるコントロール」を行う目的で制度化された防衛監察委員は、この関係上、議会制度のあり方によって影響を受けることになる。<sup>(76)</sup>

防衛監察委員に対して授権された任務によれば、防衛監察委員が主たる職務を行う対象領域は、国防大臣の管轄の及ぶ範囲と同一である。そこで、防衛監察委員は、究極的に専ら「連立政府与党によって任命された政府のメンバー」に対して、法的にはコントロールを行うことになるのである。このコントロールの政治的意味合いを考察してみよう。防衛監察委員が国防大臣と同じ議会多数派によって、通常は選出・任命されている政治的事実を別とするならば、防衛監察委員と国防大臣は、政治的にも法的にも緊張関係にある。それ故に、防衛監察委員は、法的機能上、および現実の政治的傾向の上でも、（連立政府与党の働きをチェックするという意味で）より「議会における野党」に対して、責任を担っていると思われる。<sup>(77)</sup> かくしてR・ウィルデマン（Rudolf Wildemann）は、



防衛監察委員は「国防大臣と葛藤する状況に意図的に置かれている」と評しているのである。<sup>(78)</sup>

G・モーリッツ (Günther Moritz) は、「議会における多数派がもつばら自党の利益のために従来は行ってきた、執行権についての自党の自己理解を、次第に放棄する、に至らしめられる外観を(防衛監察委員制度の導入によって)呈することになる。このことに、防衛監察委員と『議会における野党』の親近観は由来する」という趣旨の希望的観測を表明している。<sup>(79)</sup>しかし、政府与党会派の自己理解についてのこの分析は、政治の現実からひどく遊離している。連立政府与党は、なるほど、有権者の過半数が支持する政策綱領を、立法措置と政府の施策によって遂行しようとするが、この際に行われる「連立政府与党の側の国防大臣に対するコントロール」は、連邦議会の防衛委員会という公の場では行われず、むしろ「連立与党の会派の内部」で内々裡に行われると考えた方が、政治の現実により近い。かくして、議会の多数派が「防衛委員会」の場で、政府・内閣の業績を評価するという法的枠組みは、現実の政治では「かような評価が行われたということを示唆し、暗示する」に過ぎないものとなるのである。<sup>(80)</sup>

これに反して、防衛監察委員という独任機関のコントロールは、与党会派内部で行われるわけではなく、議会という公の場で行われるため、防衛監察委員の機能上、自ら独自のイニシアティブを発揮して国防大臣の職務領域をコントロールする場合には、「議会における野党」の立場により近づくことになる。<sup>(81)</sup>G・エアベル (Günther Eitel) は、この限りで、防衛監察委員は、「自己矛盾に満ちた葛藤状況」の下にあると指摘する。つまり、防衛監察委員は、一方で、職務遂行上、「議会における野党」の支持を求めて活動せざるをえない状況にありながら、他方で、防衛監察委員を選出し、任命したのは「議会における多数派」であるからである。<sup>(82)</sup>かくして、防衛監察委員は、「議会における多数派」のそばにおりながら、「議会における多数派」と政治的に同一視しうる国防大臣の管轄

領域をコントロールする任務を、法的に担うという制約の下にあるとすることができるのである。<sup>(83)</sup>

「議会における野党」にとって、防衛監察委員という制度は、野党が政府与党に対して戦いを挑む舞台を提供することになるといふことは、一面から言えば、真実である。つまり、「議会における野党」は、防衛監察委員から得た知識と情報にもっぱら依拠して、野党の側から、国防大臣（政府与党）に対するコントロール機能を行使し、野党の主張を代替政策の形で展開するからである。その限りで「議会における野党」にとって、防衛監察委員は、政府与党の陣営を攻めるための「橋頭堡」となる。他方で、しかしながら、防衛監察委員自身は、自らが「野党の下にあるコントロール機関」であると烙印を押されないように、注意せねばならない。万一、そうなるならば、かような烙印は、全議会の下にある監察委員として任命されている、防衛監察委員の法的地位を侵害するからである。<sup>(84)</sup>

防衛監察委員の年次報告書を政治的観点から評価する場合に、議員が連立政府与党に所属しているのか、野党に所属しているのかによって、評価の帰趨は異なってくる。なるほど防衛監察委員は「連邦議会全体の補助機関」として構想・立案された制度である。しかし同時に、防衛監察委員は、①政府、②政府与党の会派と③議会における野党の三者の織りなす攻防の中で、一つの政治的性格を持った役割をも演じている。<sup>(85)</sup>そこで、D・クーネ (Dieter Kuhne) は、防衛監察委員に連邦議会の議員が選出されるべきではないと主張する。ただし、万一、連邦議会の議員が防衛監察委員に任命されたならば、かような防衛監察委員は、自党の党利党略を越えて活動しようとするならば、自らが元々所属していた政党の党員をコントロールしなければならぬという、自己矛盾に満ちた危機に直面するからである。<sup>(86)</sup>

さて、防衛監察委員の制度化の過程で、野党SPDは、防衛監察委員を選出する際に、現行防衛監察委員法第一

三条第一文が定めるように「連邦議会の総議員の過半数」ではなくして、「三分の二の連邦議會議員」という特別多数決によって、選出されるべきであると主張した。しかし、野党SPDのこの要求はいれられなかった。野党の要求の根拠は、野党が防衛監察委員の選出に法的に関与することによって、「議会によるコントロール」がとりわけ「野党の任務」であることを示そうとするものであった。更にまた、このことは、「議会全体のコントロールの効率」を高めることに資すると想定された。つまり、連邦国防省に対して、防衛監察委員が立ち向かわねばならぬ事態が生じた場合に、防衛監察委員が、政府与党多数派と議会における野党の両者の信任を受けて、選出された場合の方が、はるかに有効な議会のコントロールを行いうると考えられるからであった。しかし、かように「理想的」な防衛監察委員の制度化は、激しい議論の末に、葬り去られてしまった。そこで「防衛監察委員はその誕生の時点から、不幸な星の下で生まれた」とする、悲観的な評価を下す論文もみうけられることになったのである。<sup>(87)</sup>

しかし、かような「理想論」においては、「三分の二の連邦議會議員」という特別多数決の選出要件を達成することの、現実の政治レベルでの「困難性」については、残念ながら余り論じられてはいない。政府与党と議会野党の両者から、党派横断的な支持を受けられる人材を、防衛監察委員として選出するには、少なくとも選出の瞬間だけは「大連立政権」が生じていないと、実現不可能である。したがって、基本法が「三分の二の連邦議會議員」という要件を課しているのは、基本法改正の際のみであり、連邦首相をも含む、国家の統治機構の構成員を選出する場合には、もっぱら「過半数」で十分であると判断しているのである。<sup>(88)</sup>

更に「三分の二」の要件を防衛監察委員の選出に課すことから生じる、危険性としては、野党が政治的に他の分野で連立政権から譲歩を得るために、「三分の二」の要件のために野党の同意を必要とするという、この要件を悪

用しうる可能性がある。このような場合には、与野党の健全な権力関係にとって重荷となり、この野党の同意権自体の建設的性格そのものを否定することになりかねないと、判断できる。したがって「三分の二の連邦議会議員の同意」という理想論には、現実には限界が存在しているのである。<sup>(89)</sup>

二五年以上にわたる防衛監察委員の制度運営上の経験に照らして言えば、「連邦議会の総議員の過半数による防衛監察委員の選出」という要件が、防衛監察委員の職務遂行にマイナスに働いた形跡はないと言われている。つまり、防衛監察委員の職務についていた全ての者が、職務遂行にあたって、過半数のみによって選出されたという理由で、公職に不適当な支持しか得られなかったという事実は、これまでのところなかったのである。<sup>(90)</sup>

本来ならば、制度的に「議会における野党」の「立法院としてのコントロール機能」と、「政府与党」の「行政府としての統治上の利害」とが、激しく対立すると想定されていた。このことは、防衛監察委員をめぐる、政治的(法的)状況においても、相当するはずであった。<sup>(91)</sup>しかし、二五年間にわたる防衛監察委員の経験は、一九八二年の年次報告書が示しているように、連邦国防省の立場と防衛監察委員との一貫した一致点の継続によって、特徴づけられている。しかし、「軍事的事項についての与野党間での過剰な一致」を、防衛監察委員制度によるコントロール機能の低下であると判断する理由は乏しい。けだし、基本構想における国防上の判断の一致は、個別的で、構造的な欠陥を発見して是正することを、阻害しないからである。むしろ、国防大臣と防衛監察委員との一致点は「コントロールの成果」と考えた方がいいと、E・ブッシュは結論づけているのである。<sup>(92)</sup>

小結——防衛監察委員制度の統計に見る成果と制度上の限界——

一九七五年の統計によれば、防衛監察委員が防衛監察委員に訴願した人々をどれだけ満足させることに成功しているか、という問いに対して、六、九〇六件中、二六％（一、八二六件）は成功、七％（四六七件）は部分的成功、四五％（三、〇八四件）は失敗、二二％（一、五二九件）は不明であった。

訴願を行った者のうち最も多いのは、徴兵された者からであった。一九七五年には、二二万八千人の徴兵された者の中から、二、六七八件の訴願が提起された。しかし職業軍人と短期召集兵もほとんど同じ位、多くの訴願を行っている。

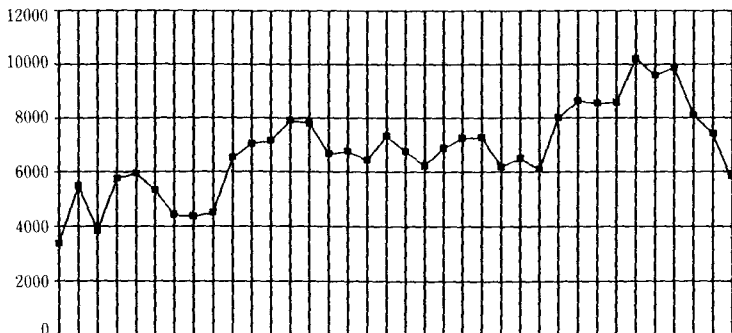
訴願した事件の内容は、一九七五年には、六二・五％が給与、昇進、休暇、居住条件に関していたが、意見表明の自由、人間の尊厳、憲法上の権利に関する少なからぬ数の事例もあつた。<sup>(94)</sup>

防衛監察委員の制度発足以来の「訴願者数（一九五九—一九九四年）の変遷（図表2）」、「内容別の事件数（一九九四年）の統計（図表3—1）」、「情報源別の事件数（一九九四年）の統計（図表3—2）」、「連邦軍組織別の事件数（一九九四年）の統計（図表3—3）」、「階級別の事件数（一九九四年）の統計（図表3—4）」を参照してほしい。

なお、防衛監察委員の調査対象外（管轄外）にあたる分野としては、例えば、非軍事的代替役務（基本法第一二二a条第二項）、民間防衛、災害予防に関する事項などがある。<sup>(95)</sup> また、防衛監察委員がその憲法上の職務遂行にあた

図表 2 : 訴願者数の変遷(1959-1994年)

報告 年度	提起された 訴願などの 総数	内 訳				
		防衛監察委員の 法的任務領域に 該当しない訴願	集団 訴願	匿名または その他の訴願	防衛監察委員の 法的任務領域に 該当する訴願	その他 の事件
1959	3 368	336	4	3	3 025	—
1960	5 471	254	17	10	5 190	—
1961	3 829	250	11	13	3 555	—
1962	5 736	170	16	13	5 537	—
1963	5 938	502	—	34	4 736	666
1964	5 322	597	—	26	4 047	652
1965	4 408	400	—	18	3 424	566
1966	4 353	519	—	24	3 810	—
1967	4 503	487	—	19	3 997	—
1968	6 517	484	—	16	6 017	—
1969	7 033	606	—	22	6 405	—
1970	7 142	550	—	16	6 576	—
1971	7 891	501	—	9	7 381	—
1972	7 789	344	12	21	7 412	—
1973	6 673	264	6	8	6 395	—
1974	6 748	249	4	4	6 491	—
1975	6 439	341	—	9	6 089	—
1976	7 319	354	—	3	6 962	—
1977	6 753	347	—	3	6 403	—
1978	6 234	259	—	10	5 965	—
1979	6 884	276	—	13	6 595	—
1980	7 244	278	—	23	6 943	—
1981	7 265	307	—	15	6 943	—
1982	6 184	334	—	9	5 841	—
1983	6 493	397	—	49	6 047	—
1984	6 086	301	—	16	5 755	14
1985	8 002	487	—	28	7 467	20
1986	8 619	191	—	22	8 384	22
1987	8 531	80	—	22	8 419	10
1988	8 563	62	—	38	8 441	22
1989	10 190	67	—	9	10 088	26
1990	9 590	89	—	26	9 449	26
1991	9 864	183	—	24	9 644	13
1992	8 084	69	—	13	7 973	29
1993	7 391	49	—	18	7 309	15
1994	5 916	66	—	21	5 810	19
総数	244 372	11 050	70	627	230 525	2 100



1959 1961 1963 1965 1967 1969 1971 1973 1975 1977 1979 1981 1983 1985 1987 1989 1991 1993 1994

本図表は、BT-Drucksache 13/700, S. 48. による。

(西) ドイツ防衛監察委員制度の一考察

図表 3-1 : 内容別の事件数(1994年)の統計

内 容	訴願数(%)
人間指揮／防衛法／軍隊秩序(基本権／市民としての兵士像／命令と服従／訓練等)	1348( 23.2)
職業軍人と任期制軍人の人事問題	1463( 25.2)
兵役義務者の人事問題(基本兵役終了後に軍事訓練を受ける者を除く)	1167( 20.1)
予備役問題／軍事訓練	59( 1.0)
医療介護	495( 8.5)
宿舍／食糧／被服／福祉	196( 3.4)
給与および給与法上の隣接分野	593( 10.2)
社会扶助	453( 7.8)
その他の問題	36( 0.6)
総計	5810(100.0)

本図表は、BT-Drucksache 13/700, S. 44. による。

図表 3-2 : 情報源別の事件数(1994年)の統計

情報源	訴願数
連邦国防軍兵士	4038
連邦国防軍兵士の家族	175
連邦国防軍の元兵士	405
連邦議会議員	67
その他の議員	14
連邦軍外部の私人	36
団体、結社など	20
部隊視察	64
新聞報道	35
特別の事件	150
服務していない兵役義務者	636
その他の情報源	170
総計	5810

本図表は、BT-Drucksache 13/700, S. 45. による。

図表 3-3 : 連邦国防軍組織別の事件数(1994年)の統計

連邦国防軍の組織	訴願数(%)
連邦国防省	22( 0.38)
中央軍事職務部	394( 6.78)
陸軍	3036( 52.25)
空軍	851( 14.65)
海軍	349( 6.01)
不明／連邦国防軍外部	1158( 19.93)
総計	5810(100.00)

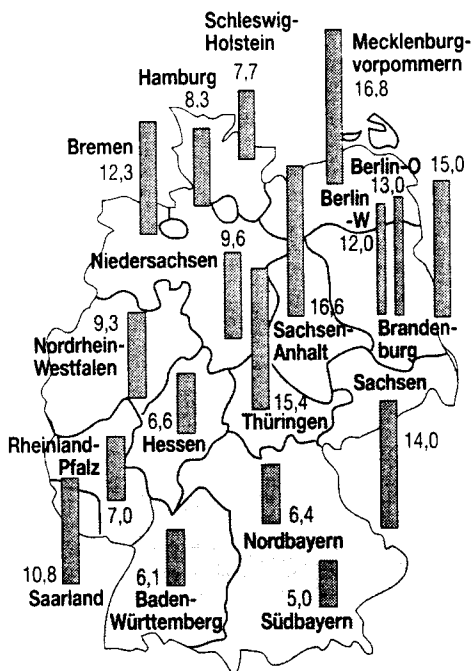
本図表は、BT-Drucksache 13/700, S. 46. による。

図表 3-4 : 階級別の事件数(1994年)の統計

階 級	訴願数
将軍	6
参謀司令部付き将校	280
大尉	231
少尉	212
下士官(m. p. : 試験合格者)	1474
下士官(o. p. : 試験不合格者)	633
一般兵士	2050
階級不明/連邦軍外部	924
総計	5810

本図表は、BT-Drucksache 13/700, S. 47. による。

図 4 : 各州・地域別失業率(1992年 6 月 30 日現在)



Quelle: Bundesanstalt für Arbeit

このうち旧東ドイツは、(東)ベルリン市、メッケンブルク=フォアポメルン州、ブランデンブルク州、ザクセン=アンハルト州、ザクセン州、チューリンゲン州の五と二分の一州である。

本図表は、Der Fischer Weltatmanach 1994, Sp. 366. による。



って付与される権限は、連邦議会の補助機関としての地位から、連邦議会の持ちうる以上の権限は（三権分立制度の上からも）認められない。すなわち、軍隊や司法機関への行政上の指揮・監督権への介入は禁じられる。刑事訴訟法、防衛懲戒法、防衛不服申し立て規則に固有な、司法的、準司法的な手続上の地位と権限は有していない。したがって、防衛監察委員が、軍事機関の決定の不当性を認めたとしても、その破棄を命じる（行政上の）権限はない。また、その違法性を認めたとしても、刑事上、告発・起訴したり、懲戒手続きを開始することはできない。軍事オンブツマンたる防衛監察委員が、「吠えるが噛み付かない鎖に繋がれた番犬」と揶揄される所以である。<sup>(96)</sup>

更に、制度上、「番犬の番を誰が行うのか（Who watches the watchdog?）」という、オンブツマン自身に対する「外部統制」や「監督」の問題は、今日まで政治機構論上、必ずしも解明されているわけではない。しかし、オンブツマンのサービスを監視する（*supervising the ombudsman service*）という、この問題は、オンブツマンに対する不満がそもそも存在するのか、オンブツマン制度を制度化した機関（この場合には連邦議会）が、制度化という投資に見合った成果を得ていると感しているのか、<sup>(97)</sup>という満足度にもかかわる。（制度化以来三五年を経て、）連邦議会自身が軍事オンブツマン制度の成果を疑問視している兆候は認められないが故に、この問題は、現状の下では取り立てて斟酌する必要はないのかもしれない。

付言すると、防衛監察委員の近年の年次報告書は、一方では、保守的な観点から、国連協力活動上の任務遂行において、（第二次世界大戦でドイツが行った「戦争犯罪」、なかならず「ナチスの犯罪」に起因して）ドイツ軍に課せられている、特別の制約に対する「軍人の不満」を代弁している。他方では、リベラルな観点から、ネオナチによる犯罪への（軍隊の組織的関与ではなく、個々の）軍人の関与（の集積された事例）を非難し、更に、部隊内部

での国連協力活動への参加に際して、一部に「集团的強制 (Gruppenzwang)」の事例があったことを看過できないとしている。

第一に、一九九二年の年次報告書は、国連協力問題に第二章「自国の国境外での連邦国防軍の任務」を割いている。そこでは防衛監察委員自身が、カンボジアとアドリア海に派兵された兵士を、部隊訪問している。その結果として、(1)人道的出動であっても危険が多いこと、(2)憲法上の制約によって限定的任務にしかつけないこと、(3)特にアドリア海のドイツ軍艦は、監視活動には参加できても、強制措置は取れなかったことなど、軍人の(保守的な)不信感を報じている。<sup>(98)</sup>

第二に、一九九二年の年次報告書の第五章「連邦国防軍と社会」第一節「極右主義」、一九九三年の年次報告書の第五章「極右主義」、一九九四年の年次報告書の第七章「兵士の極右主義的行動」では、「極右主義と外国人敵視 (Ausländerfeindlichkeit) 行動」を分析している。<sup>(99)</sup>一九九二年の年次報告書によれば、若年層を蝕むネオナチによる外国人住宅放火、暴行事件など六一件の事件に、八四名の連邦国防軍兵士の容疑者が含まれていた。そのうち八二％は一般兵士 (Mannschaft) 階級に所属し、酒に酔っての犯行が少なからぬ数を占めていた。数名の士官 (Offizier) が関わった事件が一件のみあった。<sup>(100)</sup>一九九三年の年次報告書によれば、五三件の事件に六三名の兵士が関わっていた。さらに一名の士官と二名の下士官 (Unteroffizier) までもが関わっていたのは奇異であった。<sup>(101)</sup>一九九四年の年次報告書によれば、五八件の事件に七四名の兵士が関わっていた。そのうち一般兵士の比率は八八％(一九九三年には九三％)であった。また、士官は含まれていなかった。容疑の事件は、二六％が公務中に起きていた。三二％は酒に酔っての犯行であった。三四件は旧東ドイツで、二四件は旧西ドイツで発生している。最後

(西)ドイツ防衛監察委員制度の一考察

に「防衛監察委員自身の見解によれば、連邦国防軍内部で極右主義が発展したものではない」と指摘されている。つまり、私見によれば、一般社会（とりわけ旧東ドイツ）における失業率の悪化（図表4を参照）と、（旧東ドイツにおける）連邦軍兵士による極右主義犯罪の増加現象は、相関関係があるからであろう。

第三に、一九九三年の年次報告書の第二章「連邦国防軍の国外派兵への参加」によれば、国連協力活動への参加に際しては、志願兵のみを国防大臣は派兵した。なぜなら、「国防の義務」に基づいて徴兵されている、一般兵役義務者にとつては、本来の義務の範囲外だからである。しかし、一部の部隊内部では「集団的強制」が、出動への（志願者の）同意にあたって、暗に強要されたケースがあった。これは看過できないと、防衛監察委員は指摘している。以上のように報告したのは、一九六九年以来CSU所属の連邦議会議員を務め、一九九〇年から一九九五年<sup>(四)</sup>まで防衛監察委員の職責を担ったA・ビーレ (Alfred Biele) である。

おわりに——ドイツ国民の連邦国防軍に対する支持傾向と冷戦後の軍縮政策について——

(一)

(西)ドイツが再軍備するにあたって、なぜ、防衛オンブツマン制度が導入されたのであろうか。私見によれば、この制度は、軍隊がその内部秩序を民主化することによって、自由で民主的な国家にふさわしい軍隊を創設しようとする努力の現れである。そしてこの努力は、(西)ドイツ国民の「ナチズ・ドイツの全体主義国家」に対する「反省」に基づいている。また、民主的な自由主義国家の国防政策を、西側陣営の最前線で否応なしに遂行するこ

とを運命付けられていた、(西) ドイツ国民の「苦惱」の表現でもある。

旧稿で言及したように、T・ホイス (Theodor Heuss) 議員は「一五対二の少数反対意見ながら、ボン基本法制定会議で、「一般兵役義務」は、「民主政治制度の正当な嫡出子 (legitime Kind der Demokratie) である」と慎重をもって述べた。<sup>(16)</sup>その後、ホイスが初代の連邦大統領 (形式上の国家元首) に任命され、二期、一〇年間にわたって在職した点を考慮すると、(西) ドイツという国家の「一般兵役義務」を基盤とする国防制度の実態が明らかになる。例えば、一九五七年頃の連立政府主班与党CDUは、「一般兵役義務」が必要であると、繰り返して言明し続けていた。<sup>(17)</sup>だが、(冷戦構造が崩壊した後の) 今日、「民主的社会は、必ずしも、一般兵役義務という、ただ一つの国防制度のみを備えていなければならないわけではなく、かようにもつぱら一般兵役義務の必要不可欠性と必然性を主張することによってホイスの議論を曲解することはできない」と、考える論者も現れてきた。

このような時代の変化にもかかわらず、統一ドイツ後のドイツ国民の連邦国防軍に対する支持傾向は、世論調査によれば著しく強固であると思われる。すなわち、「連邦国防軍の存在によって東側との効果的な協調政策が阻害されて、むしろ『平和に対する脅威 (Gefahr für den Frieden)』が生じていると考えますか、それとも連邦国防軍は平和の為に役立っていると考えますか」という問いに対する回答は、旧西ドイツ国民の八九%と旧東ドイツ国民の七九%が「平和に役立っている」と答えている。反対に旧西ドイツ国民の五%と旧東ドイツ国民の一七%のみが「平和に対する脅威となっている」と答えている。但し、「連邦国防軍は世界の平和に何ら影響力を持っていない」という、第三の選択肢を設定すると、「平和に役立っている」とみなすのは、旧西ドイツ国民の六三%、旧東ドイツ国民の六二%となり、「平和に対する脅威となっている」は旧西ドイツ国民の四%、旧東ドイツ国民の七

%と減少するが、「何ら影響力を持っていない」が、旧西ドイツ国民の三二%、旧東ドイツ国民の三〇%で、約三分割の国民が極めて消極的に連邦国防軍の役割りを評価している(図表5参照)。また、国連のブルーヘルメット(武装した部隊のみならず、軍事監視員や非武装のシベリアン監視員も含む<sup>(10)</sup>平和維持部隊: Blue helmet)への参加が、将来、連邦国防軍の役割りになることに賛成する者は、一九九二年の調査によれば旧西ドイツ国民の七四%、旧東ドイツ国民の六一%、反対する者は、旧西ドイツ国民の二四%、旧東ドイツ国民の三八%で、この問題の複雑さを示唆していると言える。但し、将来的にも連邦国防軍がドイツ領土内の防衛をすることに賛成か反対かという、単純明快な問いに対しては、九〇%(旧西ドイツ国民)ないし九二%(旧東ドイツ国民)が賛成しており、現行の国防制度自体はおおむね追認されていると言えよう(図表6参照)。このように比較的肯定的なドイツ国民の連邦国防軍に対する支持が認められる一因としては、防衛オンブツマン制度を始めとする「連邦国防軍の民主化」に向けての努力があげられることは否定できないであろう。

(11)

最後に、東西冷戦構造の終焉後に、国際政治体制が変化した結果として、統一ドイツの対外・安全保障政策がどのように変化してゆくのかという、統一ドイツ連邦国防軍の新しい役割<sup>(11)</sup>を考えたい。この点については、第一に、軍縮という既に着手された事実があり、第二に、国連のブルーヘルメットへの参加という新しく拡大されるであろう任務がある。

第一の軍縮という事実については、図表8を参照して欲しい。ドイツ連邦国防軍は一九九〇年(における兵員数、西ドイツ軍四九万五千人。東ドイツ正規軍九万人。但し一説には東ドイツ軍一七万人とも言う。)から一九九五／

図表 5：連邦国防軍による平和の保障

問 1：連邦国防軍の存在によって東側との効果的な融和政策が阻害され、かくして平和に対する危険がむしろ生じていると思いますか。それとも、連邦国防軍の存在は平和をより確実にしていると思いますか。					
回答	連邦国防軍は平和に対する危険である。	旧西ドイツ	5%	旧東ドイツ	17%
	連邦国防軍は平和をより確実にしている。	"	89%	"	79%
	無回答	"	6%	"	4%
問 2：連邦国防軍の存在によってむしろ平和に対する危険が生じていると思いますか。それとも連邦国防軍の存在は平和をより確実にしていると思いますか。					
回答	連邦国防軍は平和に対する危険である。	旧西ドイツ	4%	旧東ドイツ	7%
	連邦国防軍は平和をより確実にしている。	"	63%	"	62%
	連邦国防軍は平和に対し、何ら影響力を持っていない。	"	32%	"	30%
	無回答	"	0%	"	1%

本図表は、Wilfried von Bredow, *Die Zukunft der Bundeswehr*, Leske + Budrich, 1995, S. 48. による。

図表 6：連邦国防軍の将来の任務

①連邦共和国の国境内での防衛	賛成	旧西ドイツ	90%	旧東ドイツ	92%
	反対	"	8%	"	7%
	無回答	"	2%	"	1%
②NATO加盟国の領土内での防衛	賛成	旧西ドイツ	73%	旧東ドイツ	57%
	反対	"	25%	"	42%
	無回答	"	2%	"	1%
③他の欧州諸国の防衛	賛成	旧西ドイツ	38%	旧東ドイツ	20%
	反対	"	60%	"	78%
	無回答	"	2%	"	2%
④「ブルーヘルメット」への出動	賛成	旧西ドイツ	74%	旧東ドイツ	61%
	反対	"	24%	"	38%
	無回答	"	2%	"	1%
⑤国連の軍事行動	賛成	旧西ドイツ	50%	旧東ドイツ	39%
	反対	"	48%	"	60%
	無回答	"	2%	"	1%
⑥災害援助	賛成	旧西ドイツ	95%	旧東ドイツ	97%
	反対	"	4%	"	3%
	無回答	"	1%	"	1%
⑦環境保護	賛成	旧西ドイツ	93%	旧東ドイツ	94%
	反対	"	6%	"	5%
	無回答	"	1%	"	2%

本図表は、Bredow, a. a. O. (Skizze 5), S. 49. による。

(西)ドイツ防衛監察委員制度の一考察

図表7：ドイツは国連の平和執行部隊(戦闘を伴う緊急展開用の部隊)に出勤すべきか否か。

旧西ドイツ	賛成	1991年	40%	旧東ドイツ	賛成	1991年	34%
		1993年	41%			1993年	22%
"	意見なし	'91年	9%	"	意見なし	'91年	10%
		'93年	20%			'93年	21%
"	反対	'91年	50%	"	反対	'91年	53%
		'93年	38%			'93年	56%

本図表は、Bredow, a. a. O. (Skizze 5), S. 50. による。

図表8：NATOに加盟する欧州諸国の軍隊の人的縮小

国名	1990年当時の兵員数	1995/96年の兵員数	兵役制度
ドイツ	約60万人	37万人	一般兵役義務が論争の対象になっている。
ベルギー	約8万人	4万人	兵役は廃止。
オランダ	約7万人	3万9千人	"
フランス	42万人	35万人	兵役が存続。
イギリス	30万人	25万人	職業軍人制度。
トルコ	58万5千人	36万5千人	兵役が存続。
ギリシャ	20万人	12万5千人	"
スペイン	27万5千人	17万人	一般兵役義務が論争の対象になっている。
ポルトガル	7万3千人	3万人	兵役は廃止。
デンマーク	2万9千6百人	2万8千人	兵役が存続。
ノルウェー	3万6千7百人	3万5千9百人	兵役が存続。

本図表は、FAZ (Frankfurter Allgemeine Zeitung) v. 11. 2. 1993, in: Bredow, a. a. O. (Skizze 5), S. 87. による。

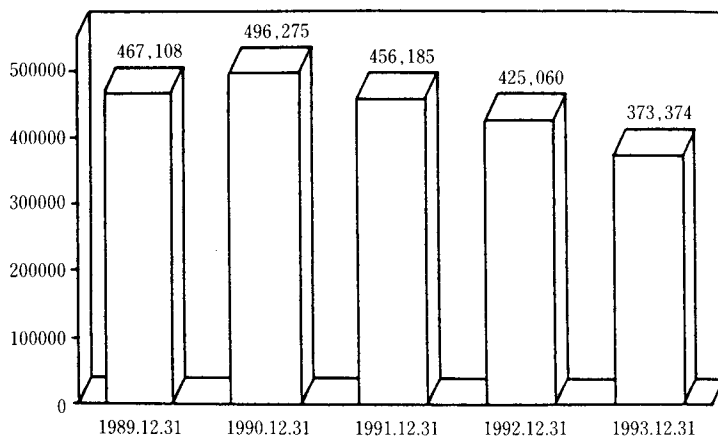
図表9：ドイツ連邦共和国の国防予算額(単位、億マルク)

年	1989	1990 <sup>a)</sup>	1991	1992	1993	1994
人件費	234	276	256	259	257	250
器材維持費・稼働費	48	52	51	50	48	46
その他の稼働費	75	93	78	79	79	84
研究・開発費	29	34	31	29	25	25
調達費(運送費を含む)	114	128	95	77	70	57
建設費・施設費	24	29	21	21	22	19
その他の投資額	2	19	2	2	2	2
包括的な支出削減	-12	-10		-7		
稼働費合計	366	422	385	389	385	381
投資額合計	172	213	150	131	119	104
総計	532	622	526	521	498	486

本図表は、Burkhard J. Huck, 'Friedensdividende' in der BRD. Eine Kosten-Nutzen-Rechnung, Ebenhausen 1994, S. 10, in: Bredow, a. a. O. (Skizze 5), S. 88. による。

なお、a) 1990年に国防予算額が一時的に増大しているが、これは東西ドイツの統一による短期的な支出増額の故である(と推定される)。

図表10：ドイツ統一後の連邦国防軍兵員数の削減



本図表は、松浦一夫「ドイツ連邦議会防衛監察委員——議会による軍事領域統制のためのオンブズマン——」『防衛大学校紀要第70輯(社会科学分冊)』(1995年3月)69頁。BT-Drucksache 12/6950, S. 48.による。

なお、1989年から1993年までの4年間に、9万3734名の連邦国防軍兵員が削減されている。(1994年1月1日現在のドイツ連邦国防軍兵員数の)37万という数値は、H・コール(Helmut Kohl)首相(CDU)とゴルバチョフ大統領が、モスクワで1990年7月に会談して、統一ドイツがNATOに加盟することが合意された時に、併せて決められたものである。同時に、旧東独駐留ソ連軍も(同じ期間内に)撤退することが、国際的に取り決められている。(坪郷實『統一ドイツのゆくえ』(岩波新書・1991年)68頁)。

九六年にかけて約二〇万人余りの兵力を削減している。なお、アメリカ合衆国は、一九九〇年代中期に、最大で一〇万人規模の兵力を欧州に駐留させ続けると目算されている。また、カナダはその在欧兵力五千人を、既に引き上げている<sup>(出)</sup>。

第二に、ドイツ領土外へのドイツ連邦国防軍の派兵への積極的な提言を、一九九二年一月二六日に、連邦国防大臣フォルカー・リュエ(Volker Rühe: CDU)は、「国防政策の指針」と題して、以下のよう

に述べている。  
 軍人の規範的理想像の中心には、ドイツという国家を守り、必要とあらば自己の生命をこの目的のために提供するという、意志が今後も存在し続けるであろう。我が国の軍人は、将来的には、



密接に結び付いた世界において、自国にとつての(国防)責任と同時に、他の諸国民と諸国家の、脅威にさらされた自由と安寧のために果たすべき連帯責任を担う、準備もできていなければならないのである。<sup>(註)</sup>

筆者が着目するのは、この「新たに拡大されるであろう任務」が、ドイツという国家の軍備が確実に縮減される局面で、表明されている点である。図表9に明示されているように、ドイツの国防予算額は、一九八九年度の五三二億マルクから、一九九四年度の四八六億マルクへと、八・六五%も既に削減されている。(同時期の兵員数の削減については、図表10を参照。)更に、一九九四年一月に、連邦政府は一連の軍縮閣議決定をまとめ、一九九四年度の予算総額のうち一二億五千万マルク分の国防省予算を縮少して、四八六億マルクではなく、四七三億五千万マルクの予算額へと軍備を下方修正しているのである。<sup>(註)</sup>

注

- (一) ボン基本法第四五b条に記された Wehbeauftragter を読み方で言う「防衛オンブツマン」と筆者は訳したが、一般には、この様に称していない事例の方が多い。例えば、宮沢俊義編『世界憲法集第四版』(岩波文庫・一九八三年)一七八頁(山田晟)は「国防受託者」と訳している。また清水望『西ドイツの政治機構』(成文堂・一九六九(一九七七)年)二六一頁以下は、「防衛監察委員」と訳している。ところで、「監察委員」とはスウェーデン語に言う ombudsman のことである。(W. v. Bredow: *Die Zukunft der Bundeswehr*, Leske + Budrich, 1995, S. 68) 筆者がかつて(一九八四年から一九八五年にかけて)スウェーデン社会研究所でスウェーデン語の手ほどきを受けた時の経験に照らして言うならば、オンブツマンの「ウ」は、文法上は「ウ」と同じ発音であると説明され、日本人の講師は「ス」と発音していたが、スウェーデン人の複数の講師は、ストックホルム訛りであるかもしれないが、小さな音で「ツ」と発音していた。そこで原語に近い発音を表記したのである。
- なお、「オンブツマン」との表記を最初に筆者に教えたのは、岡野加穂留『世界の議会…ヨーロッパIII』(ぎょうせい・一九八三年)二二頁である。また、「オンブツマン」との表記は、川野秀之『ノルウェーにおけるオンブツマン制度の特質』『政治学研究4号』(一九七四年)四六―五六頁でも既に用いられている。

(2) 清水望、注(1)前掲書、二二二頁。 Cf. Friedrich Schäfer, *Der Bundestag*, 1967, S. 250.

(3) 松浦一夫「ドイツ連邦議会防衛監察委員——議会による軍事領域統制のためのオンブズマン——」『防衛大学校紀要第七〇輯(社会科学分冊)』(一九九五年三月)七頁。更に、ヨーロッパ安全保障問題委員会の審議に続く、法制・憲法委員会の審議においては、A・アーント(Adolf Arndt)議員(S.P.D.:一九四九年から一九六九年まで在職、一九六三年—四年にはヘルリン市学問・芸術相)が、以下のように防衛監察委員の性質を把握した。すなわち、防衛監察委員は、連邦議会と国防省・連邦軍という二つの権力ブロックを、より柔軟でより良好な均衡において結合し、また一定の方法で区画するため、両者の間に組み込まれた緩衝器であると説明した。(同論文、同箇所)

(4) Samuel P. Huntington, *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, 1991, University of Oklahoma, S. P. ハンチントン著、坪郷・中道・藪野訳『第三の波』(三領書房・一九九五年)一四五頁所収の「ロン・ウェイナーの説(Myron Weiner, "Empirical Democratic Theory and the Transition from Authoritarianism to Democracy", *PS* 20 (Fall 1987), p. 866.)を参照。当該箇所の脚注には、「民主化を求める人々にとつての教訓は、中略、中間層からの、また、必要ならば、保守的右翼からの支持を求めること。左翼を抑え、左翼が運動のアジェンダ(議事日程)を支配することを阻止すること(なす)に」を記されている。

(5) Hartmut Soel, *Fritz Erler—Eine Politische Biographie*, Bd. 1, J. H. W. Dietz, 1976, S. 232.

(6) 松浦、注(3)前掲論文、八一—九頁。

(7) 松浦、注(3)前掲論文、八一—九頁。

(8) Gesetz über den Wehrbeauftragten des Deutschen Bundestages, Neufassung vom 16. 6. 1982, *Bundgesetzblatt (BGBl.)*, 1982, I, S. 678f., III, S. 50-2. 一九九五年三月七日現在の最新の条文は、*Jahresbericht 1994, Deutscher Bundestag—13. Wahlperiode, Drucksache 700/7, März 1995*, (以下 *BT-Drucksache 13/700*, 以下略す。) S. 34-36. に記載されている。なお、同法の邦訳(全文)は、松浦、注(3)前掲論文、五四—五九頁を参照。

(9) 松浦、注(3)前掲論文、一八頁、五七頁。なお、女性の防衛監察委員の実際の任命については、注(10)を参照のこと。

(10) 防衛監察委員事務局の職員は、当初一名で、内三名が高級職の公務員であった。しかし、その後、事務量の増大と共に補充されて、一九七〇年には、総数五四名、内上級公務員二五名、高級職の公務員一〇名である。(麻生茂「西ドイツの連邦議会防

備受託者制度(二一九三〇頁)「レファレンス、二四七号」(一九七二年八月)九頁以下。)

- (11) なお、旧規定では「連邦職員の俸給ランクB一〇に相当する給料を受け取る」と記されていた。ちなみに、俸給ランクB一〇とは、連邦労働裁判所、連邦財政裁判所、連邦裁判所、連邦社会裁判所、連邦行政裁判所の各長官、陸海空軍大將と同格である。連邦会計検査院長、各省次官は一ランク上の俸給ランクB一一である。(小島武司・外間寛編『オンプズマン制度の比較研究』(中央大学出版部・一九七九年)三三三九頁、注一二。)また、旧規定では、連邦首相は俸給ランクB一一の一と三分の二倍の給与の外に二四、〇〇〇DMの必要経費補填手当などが支給され、連邦大臣は俸給ランクB一一の一と三分の一倍の給与の外、七、二〇〇DMの必要経費補填手当などが支給されている。(Bundesministergesetzes, Art. 11 Abs. 1, *Das Deutsche Bundesrecht*, IH5, 1 Seite 3, 530, Lieferung, 1984.)
- (12) 陸上、海上交通の一等車及び一等の船室が、寝台車に於ては一段クマム・クラスが適用される。(Bundesreisekostengesetz, 13, 11, 1973, Art. 5 Abs. 1, *BGBL*, I, S. 1623.)
- (13) Demewitz-Wernicke, *Bonner Kommentar (BK)*, Art. 45b, 1984, 48, Lieferung (Eckart Busch), Randnummer 90.
- (14) E. Busch, ebd. (Anm. 13), Randnr. 71.
- (15) Ebd. Randnr. 72.
- (16) Ebd. Randnr. 73, 77.
- (17) Ebd. Randnr. 73.
- (18) Ebd. Randnr. 74.
- (19) Ebd. Randnr. 75.
- (20) Ebd. Randnr. 76.
- (21) Peter Scholz, *Die Deutsche Demokratie*, Günter Olzog Verlag, 1964, S. 134.
- (22) *BGBL*, 1957, I, S. 298f.
- (23) *BGBL*, 1974, I, S. 1213f.
- (24) *BGBL*, 1956, I, S. 114f.
- (25) E. Busch, a. a. O. (Anm. 13), Randnr. 92.

- (26) A. a. O. (Anm. 13), Randnr. 93.
- (27) A. a. O. (Anm. 13), Randnr. 96.
- (28) A. a. O. (Anm. 13), Randnr. 94.
- (29) A. a. O. (Anm. 13), Randnr. 78, 79.
- (30) Jahresbericht 1968, *BT-Drucksache 5/3912*, 19. Februar 1969, S. 48.
- (31) *BT-Drucksache 5/3912*, S. 49.
- (32) 松浦 注 (3) 前掲論文「一一二頁」。
- (33) 松浦 注 (3) 前掲論文「一一五頁」。
- (34) 「政治の機位が意味するものは、軍隊が議会における責任ある政治家 (parlamentarisch verantwortlicher Politiker) の指導の下にあり、特別に形を整えられた議会の統制 (parlamentarische Kontrolle) の指揮下にあり、一貫して存在するロイヤルキーの秩序(命令)と服従の原則に服するもの」を「Auszug aus der Zentralen Dienstvorschrift 10/1 der Bundeswehr: Innere Führung, Februar 1993」, Nr. 205, in: Bredow, a. a. O. (Anm. 1), S. 159-169 (162), Dokument 19. 註記「1958」  
 hr.: Innere Führung, *Grundzüge des Verfassungsrechts der BRD*, 11. Aufl., C. F. Müller Juristischer Verlag, 1978, S. 290. 以下  
 ラート・クミヤ著「阿部・初宿・井口・永田・武永訳『西ドイツ憲法綱要』(日本評論社・一九八三年) 二六四頁」。
- (35) Konrad Hesse, *Grundzüge des Verfassungsrechts der BRD*, 11. Aufl., C. F. Müller Juristischer Verlag, 1978, S. 290. 以下  
 ラート・クミヤ著「阿部・初宿・井口・永田・武永訳『西ドイツ憲法綱要』(日本評論社・一九八三年) 二六四頁」。
- (36) “Auszug aus der Zentralen Dienstvorschrift 10/1 der Bundeswehr: Innere Führung, Februar 1993”, Nr. 102-103, in: Bredow, a. a. O. (Anm. 1) S. 159-169 (159), Dokument 19.
- (37) *BT-Drucksache 5/3912*, S. 50.
- (38) *BT-Drucksache 5/3912*, S. 51.
- (39) E. Busch, a. a. O. (Anm. 13), Randnr. 81.
- (40) A. a. O. (Anm. 13), Randnr. 85.
- (41) A. a. O.
- (42) A. a. O. (Anm. 13), Randnr. 81.
- (43) A. a. O. (Anm. 13), S. 242 - 244. Hrsg. v. Günther Neske, *Der Deutsche Bundestag: Elf Wahlperiode: Portrait eines*

(西) ドイツ防衛監察委員制度の一考察

- Parlaments*, G. Neske, 1987, S. 130.
- (44) E. Busch, a. a. O. (Anm. 13), S. 237 - 238.
  - (45) 麻生注(10)前掲論文 二六頁。
  - (46) E. Busch, a. a. O. (Anm. 13), Randnr. 283.
  - (47) A. a. O.
  - (48) 清水注(1)前掲書 二六四頁。
  - (49) *BGBI*, 1957, 1, S. 652f.
  - (50) Maunz / Dürig, *Grundgesetz : Kommentar*, 1958ff, Art. 45b (Günter Dürig), S. 5, Randnr. 6.
  - (51) G. Dürig, ebd. (Anm. 50), S. 6, Randnr. 7.
  - (52) Ebd., S. 5, Randnr. 7.
  - (53) Ebd., S. 6-7, Randnr. 7.
  - (54) E. Busch, a. a. O. (Anm. 13), Randnr. 285.
  - (55) Frank Stacey, *Ombudsmen Compared*, 1978, Chapter III (David Childs). F. スティンイ著、宇都宮深志訳、砂多一郎監訳『オムブズマンの制度と機能』(東海大学出版会・一九八〇年)五九、六三頁。
  - (56) D. Childs, *ibid.* (note 55). 邦訳 七〇頁。
  - (57) *BGBI*, 1956, 1, S. 114f.
  - (58) *BGBI*, 1956, 1, S. 1066f.
  - (59) *BGBI*, 1972, 1, S. 1737f.
  - (60) E. Busch, a. a. O. (Anm. 13), Randnr. 139.
  - (61) A. a. O., Randnr. 140.
  - (62) Jahresbericht 1959, *BT-Drucksache 3/1796*, 8. April 1960, S. 6.
  - (63) *BT-Drucksache 3/1796*, S. 10.
  - (64) *BT-Drucksache 3/1796*, S. 3.

- (65) *BT-Drucksache 3/1796*, S. 26.
- (66) Jahresbericht 1960, *BT-Drucksache 3/2666*, 14. April 1961, S. 4.
- (67) 拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(10)」『早稲田政治公法研究第32号』(一九九〇年)一〇七—一四七(一三五—一三六)頁。
- (68) *BT-Drucksache 3/2666*, S. 41.
- (69) Max Weber, *Politik als Beruf*, Duncker & Humblot, 8. Aufl., 1987, S. 57f.; マックス・ウェーバー著、脇圭平訳『職業としての政治』(岩波文庫・一九八〇年)八九頁以下。
- (70) 注(69)を参照。『職業としての政治』に記された二つの倫理観の緊張関係を、私見により止揚すれば、「政治を営む者は、仮に心情倫理的には理想主義者であったとしても、責任倫理的には冷徹な現実主義者でなくてはならない。その場合、一面で(良心的に)理想を追及しつつも、(子見しうる)結果に対する責任を感じ、あくまでも責任倫理に従って行動する成熟した人間でなくてはならない」のである。また、v・グロールマンが遺した教訓は、「良心的に過敏となって、心情倫理が前面に出てくるならば、感情的になる危険性と隣り合わせである。冷めた目で客観視できなくなるほど、心情的に過熱気味な窮地に追い込まれ、孤立した場合には、政治の渦中からは、(一時的であれ)一歩でも二歩でも身を引いた方がいい。なぜなら、政治とは、(所詮)は権力が支配する世界であり、そこでは(最善ではなく)次善(換言すれば、より小さい悪: lesser evil)の選択に終始し、必要悪(necessary evil, unvermeidliches Übel)を絶えず意識しなければならぬ」と言える。更に、この場合の教訓としては、「軍隊という組織それ自体が、そもそも必要悪である」ということを、考慮に入れなければならないであろう。
- (71) E. Busch, a. a. O. (Anm. 13), Randnr. 147.
- (72) A. a. O., Randnr. 148.
- (73) A. a. O., Randnr. 149.
- (74) A. a. O., Randnr. 73, 140.
- (75) A. a. O., Randnr. 143.
- (76) A. a. O., Randnr. 98.
- (77) A. a. O., Randnr. 99.

- (87) Rudolf Wildenmann, Macht und Konsens als Probleme der Innen- und Außenpolitik, 2. Aufl., Köln und Opladen 1967, S. 246. in: E. Busch, a. a. O. (Anm. 13), Randnr. 99.
- (87) Güther Moritz, Der Wehrbeauftragte des Deutschen Bundestages und die Streitkräfte des Bundesrepublik, Truppenpraxis 1974, S. 888. in: E. Busch, a. a. O. (Anm. 13), Randnr. 100.
- (98) E. Busch, a. a. O. (Anm. 13), Randnr. 100.
- (18) A. a. O., Randnr. 101.
- (82) Günther Erbel, Parlament und Wehrbeauftragter in der Verfassungsentwicklung der BRD. Zugleich ein Beitrag zum Problemkreis der "parlamentarischen Kontrolle", *Der Staat* 1975, S. 368. in: E. Busch, a. a. O. (Anm. 13), Randnr. 101.
- (83) E. Busch, a. a. O. (Anm. 13), Randnr. 101.
- (78) A. a. O. Randnr. 102.
- (58) A. a. O. Randnr. 103.
- (89) Dieter Kühne, Die Verfassungsrechtliche Stellung des Wehrbeauftragten des Bundestages, Diss. Jur. Köln 1963, S. 68f. in: E. Busch, a. a. O., Randnr. 103.
- (78) E. Busch, a. a. O. (Anm. 13), Randnr. 104, 348-349.
- (88) A. a. O. Randnr. 350-351.
- (88) A. a. O. Randnr. 351.
- (86) A. a. O. Randnr. 352.
- (16) A. a. O. Randnr. 105.
- (86) A. a. O. Randnr. 106. 一九八二年の年次報告書によれば、二二二の事項について、連邦国防大臣は防衛監察委員の指摘に同意し、防衛監察委員の提言に従って再検討し、または貴重な調査であると受け取ったのである。
- (83) A. a. O. Randnr. 106. 乃ち与野党間の「一致への意志」は、防衛監察委員制度に由来するところよりも、国際政治上「西側陣営の最前線に組み込まれた軍事的小国(西)ドイツの地位に由来するところ」な故「一致への意志」(Der Wille zum Konsens)に由来する。Helmut Schmidt, "Der Wille zum Konsens", hrsg. v. Franz H. U. Borkenhagen, *Bundeswehr-*

*Demokratie in Oite?*, Verlag J. H. W. Dietz, 1986, S. 50f. から借用した。

- (94) Childs, op. cit. (note 55), 邦訳「六八—六九頁」。
- (95) 松浦 注 (3) 前掲論文、五頁。
- (96) 松浦 注 (3) 前掲論文、二九頁。
- (97) Baroness B. Serota, "The Evolution of the Role of the Ombudsman-Comparisons and Perspectives," p. 31, (ed.) Gerald E. Caiden, *International Handbook of the Ombudsman*, 1984, Greenwood Press, pp. 27-42.
- (98) 松浦 注 (3) 前掲論文、四四頁。Jahresbericht 1992, *BT-Drucksache 12/4600*, 23. März 1993, S. 3-5.
- (99) (一九八三年まで遡って調べたところ)「極右主義」に独自の章を割いているのは、防衛監察委員A・ビーレが記した(この三年間(一九九二年から一九九四年)の、年次報告書のみである)。
- (100) 松浦 注 (3) 前掲論文、四五頁。 *BT-Drucksache 12/4600*, S. 9. Bredow, a. a. O. (Anm. 1), S. 152-158 (152-53), Dokument 18.
- (101) 松浦 注 (3) 前掲論文、四五頁。 Jahresbericht 1993, *BT-Drucksache 12/6950*, 8. März 1994, S. 13-14.
- (102) *BT-Drucksache 13/700*, S. 15.
- (103) 松浦 注 (3) 前掲論文、四五頁。 *BT-Drucksache 12/6950*, S. 4-7. 特に「集団的強制」については、S. 5を参照。
- (104) なお、A・ビーレの前任者は、一九七六年から一九八五年までCDU所属の連邦議会議員を務めた、W・ヴァイスキルヒ(Wilhelm Weiskirch: 一九八五年から一九九〇年在職)である。また、一九九五年二月三月現在、A・ビーレの後任者となっているのは、主婦であり、元CDU所属連邦議会議員であった防衛監察委員C・マリリーエンフェルト(Claire Marienfeld) 女史である。
- (105) 拙稿「野党SPDと与党内少数者の国防政策——一九六八年まで——」『早稲田社会科学研究46号』(一九九三年)二二—三二—三三頁。
- (106) 拙稿「議会外野党の挫折——一九五八年西ドイツ反核闘争をめぐる野党の関係——」『早稲田社会科学研究45号』(一九九二年)五六—五八頁。
- (107) Bredow, a. a. O. (Anm. 1), S. 54-55.



- (80) Hans-Victor Hoffmann, *Demoskopisches Meinungsbild in Deutschland zur Sicherheits- und Verteidigungspolitik 1992*, Waldbröl, S. 80, in: Bredow, a. a. O. (Anm. 1), S. 48.
- (81) *Der Fischer Weltalmanach 1994*, Fischer Taschenbuch Verlag, 1993, Sp. 862.
- (82) Hoffmann, a. a. O. (Anm. 108), S. 15, in: Bredow, a. a. O. (Anm. 1), S. 49.
- (83) なお、ドイツが国連の平和執行部隊(戦闘を伴う緊急展開用の部隊: Kampfverbände)へ参加することを賛成なのは、旧西ドイツ国民の四一%、旧東ドイツ国民の二二%、反対なのは旧西ドイツ国民の三八%、旧東ドイツ国民の五六%(一九九三年の調査)である。(Paul-Ludwig Weinacht / Martin Beisler, "Einen wirklichen Staat aufbauen...": Studenten in Deutschland — zwei Jahre nach der Vereinigung, in: Deutschland-Archiv, 26. Jg. 1993, H. 11, S. 1281, in: Bredow, a. a. O. (Anm. 1), S. 50. 更に本文の図表へを参照。)
- (84) See, Anm. (110).
- (85) Bredow, a. a. O. (Anm. 1), S. 83.
- (86) Bredow, a. a. O. (Anm. 1), S. 87.
- (87) Bredow, a. a. O. (Anm. 1), S. 84.
- (88) FAZ (Frankfurter Allgemeine Zeitung) v. 19. 1. 1994, in: Bredow, a. a. O. (Anm. 1), S. 88.

更に、一九九五年度以降三年間は、各年度ごとに四七五億マルクの国防予算が予定されていた。しかし、この予定された数値は、遅くとも一九九四年一〇月の連邦議会総選挙の後までに、新たに再修正(軍縮)されることを目算されている。(Bredow, a. a. O. (Anm. 1), S. 88.)